

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-28-2

令和元年6月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-28-2

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和 元年 6月 4日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	5
別紙2 使用前検査成績書	6
資料1 工事計画本文	18
資料2 検査範囲図	19

(最終頁 20)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

1 性能検査

- (1) 材料検査
- (2) 寸法検査
- (3) 外観検査
- (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第52条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照）

高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 緊急時対策所建屋 緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）	一式

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 1801251 号 (平成 30 年 1 月 25 日)
原規規発第 1806277 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808063 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811291 号 (平成 30 年 11 月 29 日)
原規規発第 1901281 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903271 号 (平成 31 年 3 月 27 日)
原規規発第 19042612 号 (平成 31 年 4 月 26 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 性能検査

(1) 材料検査

① 検査前確認事項

a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

② 検査手順

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

(2) 寸法検査

① 検査前確認事項

a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

② 検査手順

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

(3) 外観検査

① 検査前確認事項

a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

②検査手順

目視又は申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

(詳細は、資料2「検査範囲図」参照)

(4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

① 検査前確認事項

a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

(詳細は、資料2「検査範囲図」参照)

V 判定基準

1 性能検査

(1) 材料検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

(2) 寸法検査

各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

(3) 外観検査

有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、

浸食)がないこと。

(4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

立会区分表

施設名	系統名	検査項目 ^{※1}				備考
		性能検査				
		材料検査	寸法検査	外観検査	組立て及び 据付け状態を 確認する検査	
その他発電用原子炉 の附属施設	火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物	B	A/B ^{※2}	A/B	A/B	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

B：記録確認検査

※2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する法律規則第16条第1号の検査（原規規収第1610071号1-07）放射線管理施設 生体遮蔽装置 緊急時対策所遮蔽（1・2・3・4号機共用）と共通の設備（壁）であることから、記録確認検査とする。

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-28-2

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号

4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日

5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

6 検査範囲 高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設
その他発電用原子炉の附属施設
火災防護設備
火災区域構造物及び火災区画構造物
緊急時対策所建屋
緊急時対策所（1・2・3・4号機共用） 一式

7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
性能検査 材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査		印	主任技術者 印
		印	

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 性能検査記録
 - (1) 材料検査
 - (2) 寸法検査
 - (3) 外観検査
 - (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

高浜発電所第1号機 使用前検査記録 検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

材料検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

寸法検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

組立て及び据付け状態を確認する検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (材料検査)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物
緊急時対策所建屋 緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）：一式

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	材料	検査年月日	検査 結果	検査方法
緊急時対策所 (1・2・3・4号機共用)	鉄筋コンクリート	年 月 日		記録確認

備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物
緊急時対策所建屋 緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）：一式

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象	主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
緊急時対策所 (1・2・3・4号機共用)	150 以上 (^{※2})			年 月 日		記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値のうち最小のもの

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機			
性能検査記録 (外観検査)			
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 緊急時対策所建屋 緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）：一式			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考			
<ul style="list-style-type: none"> ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 			

高浜発電所第1号機			
性能検査記録 (組立て及び据付け状態を確認する検査)			
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 緊急時対策所建屋 緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）：一式			
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考 ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：			

工事計画本文

その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物

・緊急時対策所建屋

変更前					変更後						
名 称			種 類	主要寸法 (mm)	材 料	名 称			種 類	主要寸法 (mm)	材 料
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号			
					緊急時対策所(1・2・3・4号機共用)	火災区域	[REDACTED]	壁	150 以上 ([REDACTED] GE1)	鉄筋コンクリート	

(注1) 公称値のうち最小のもの

工事計画添付図面の補足抜粋
 (以下は申請者の情報を基に作成したものである。)

許容範囲の根拠

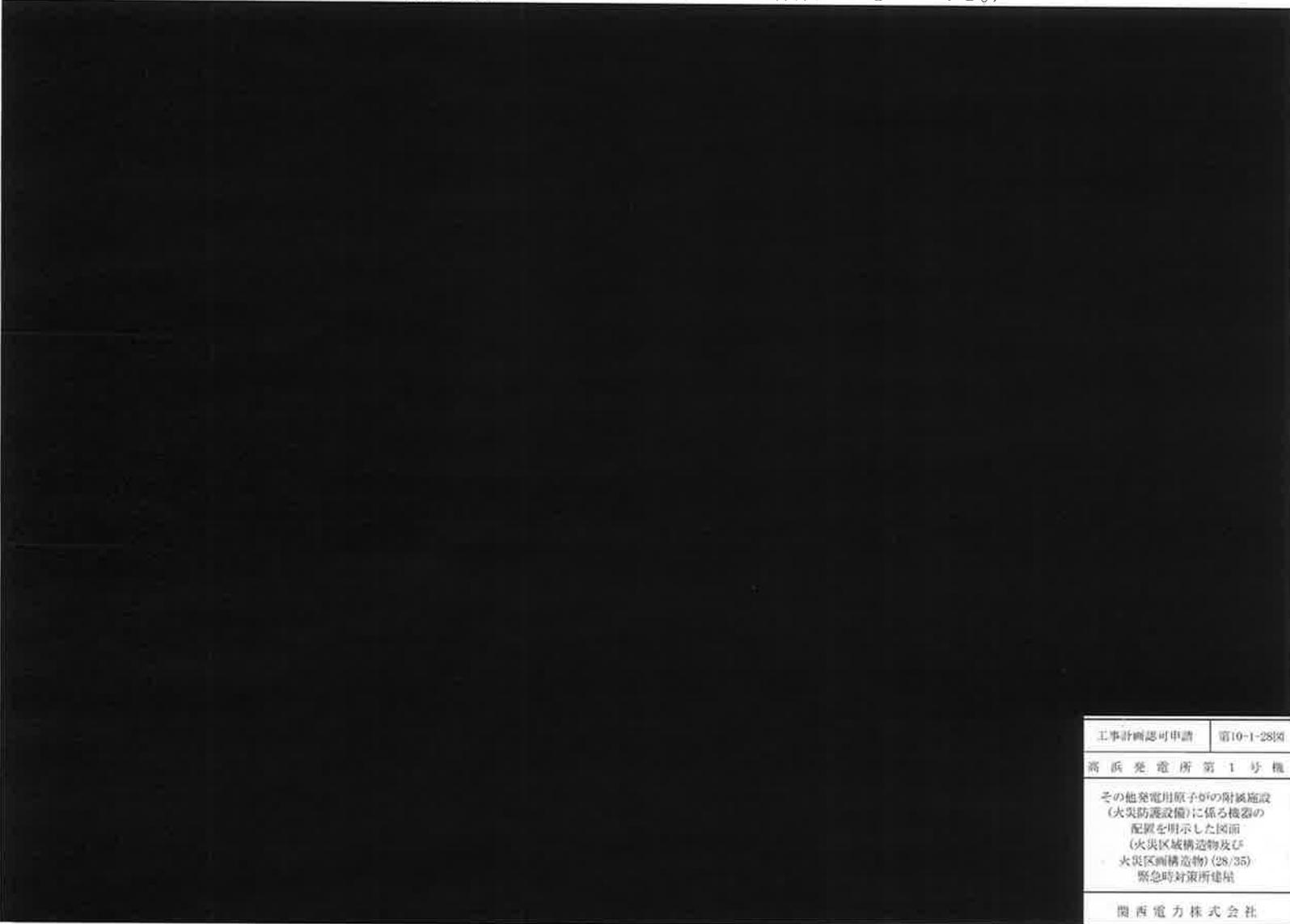
名称		許容差(mm)	備考
緊急時対策所建屋	鉄筋 コンクリート		

(注 1) 火災区域構造物又は火災区画構造物の耐火能力として、+側の許容差は規定しない。

(注 2) 出典: 日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 原子力発電施設における鉄筋コンクリート工事 JASS 5N」

検査範囲図

(以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。)



工事計画認可申請	第10-1-28図
高圧発電所第1号機	
その他発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を示した図面 (火災区域構造物及び 火災区域構造物)(28/35) 緊急時対策所建屋	
関西電力株式会社	

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

消火設備

主配管 (常設)

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-29-2

平成31年3月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社 高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-29-2

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成31年3月22日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	4
別紙2 使用前検査成績書	5
資料1 工事計画本文	11
資料2 検査範囲図	18

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

1 系統機能検査

(1) 通水検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第11条及び第52条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

II 検査場所

関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照）

高浜発電所第1号機

発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設	一式
火災防護設備	
消火設備	
主配管（常設）	

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 1801251 号 (平成 30 年 1 月 25 日)
原規規発第 1806277 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808063 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811291 号 (平成 30 年 11 月 29 日)
原規規発第 1901281 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 系統機能検査

(1) 通水検査

① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 系統構成が完了していることを確認する。

② 検査手順

運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、通水が可能であることを確認する。

V 判定基準

1 系統機能検査

(1) 通水検査

異常なく通水できること。

立会区分表

施設名	系統名	検査項目 ^{※1}	備考
		系統機能検査	
		通水検査	
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備 消火設備 主配管（常設）	A/B ^{※2}	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

※2：抜取立会検査における立会いは、検査項目ごとに1回以上を原則とする。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

消火設備

主配管 (常設)

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-29-2

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設
その他発電用原子炉の附属施設
火災防護設備
消火設備
主配管（常設）一式
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
系統機能検査 通水検査		印 印	主任技術者 印

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 通水検査記録

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

系統機能検査

通水検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
系統構成が完了していること。	立会/ 記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機			
通水検査記録			
検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 消火設備 主配管（常設）：一式			
判定基準：異常なく通水できること。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
弁(1V-6913C)～格納容器内第1分岐点	年 月 日		目視/ 記録確認
A、B淡水タンク～No.1電動消火ポンプ、No.1ダイヤセル消火ポンプ (1・2号機共用)	年 月 日		目視/ 記録確認
No.1電動消火ポンプ、No.1ダイヤセル消火ポンプ～1号機、2号機 火災区画供給ライン分岐点(1・2号機共用)	年 月 日		目視/ 記録確認
1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点～A、B消火水バックアップ 供給ライン消火水配管合流点	年 月 日		目視/ 記録確認
アニュラス供給ライン分岐点～アニュラス内第1分岐点	年 月 日		目視/ 記録確認
格納容器供給ライン分岐点～弁(1V-6913A)	年 月 日		目視/ 記録確認
No.1～No.4消火水バックアップタンク～A、B消火水バックアップポンプ (1・2号機共用)	年 月 日		目視/ 記録確認
A、B消火水バックアップポンプ～A、B消火水バックアップ供給ライン消 火水配管合流点(1・2号機共用)	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考			
・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。			
※：適合性確認検査成績書の識別番号：			

工事計画本文

(以下、「工事計画本文」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設

火災防護設備

消火設備

主配管 (常設)

変更前					変更後					
名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm) 材料	名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm) 材料	
消火設備	(注1) 弁(1V-6913A) ～ 格納容器貫通部 PEN#228	[Redacted]		(注2) 6.0	消火設備	変更なし				
	(注1) 格納容器貫通部 PEN#228 ～ 弁(1V-6913C)			(注2) 6.0						STPG42
	(注3) 弁(1V-6913C) ～ 格納容器内 第1分岐点			(注2) 6.0						STPG42

: 検査対象

変更前					変更後								
名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料		
	圧力	温度					圧力	温度					
	(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)			(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)			
					消火設備	A、B淡水タンク ～ No.1電動消火 ポンプ、 No.1ディーゼル 消火ポンプ (1・2号機共用)	0					(注2) 9.3	SUS304TP
												(注2,3) 11.1	(注3) SUS304TP
												(注2) 11.1	SUS304TP



: 検査対象

変更前					変更後							
名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	
						消火設備 No.1電動 消火ポンプ、 No.1ディーゼル 消火ポンプ ~ 1号機、2号機 火災区画 供給ライン 分岐点 (1・2号機共用)						
									(注2)	10.3		STPT370
									(注2)	8.2		SUS304TP
									(注2,3)	10.3	(注3)	SUS304TP
									(注2)	10.3		SUS304TP
									(注2)	7.1		SUS304TP
								(注2)	8.2		SUS304TP	

: 検査対象

変更前						変更後						
名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	
	圧力	温度					圧力	温度				
	(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)			(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)		
						消火設備					(注2, 3)	(注3)
					1号機、2号機 火災区画 供給ライン 分岐点 ～ A、B消火水 バックアップ 供給ライン 消火水配管合流点						7.1	STPG370
					(注2, 3)						(注3)	
					(注2)						7.1	STPG370
						(注2)	10.3	STPT370				



: 検査対象

変更前						変更後						
名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	
						消火設備					(注2)	
											5.5	SUS304TP
											(注2, 3)	(注3)
											6.0	STPG42
											(注2, 3)	(注3)
											7.1	STPG42
(注2)												
6.0	SUS304TP											
(注2, 3)	(注3)											
6.0	STPG42											
(注2)												
6.0	SUS304TP											

: 検査対象

変更前					変更後						
名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料
						消火設備	0		(注2)	5.5	SUS304TP
					(注2)				7.1	STPG370	
					(注2)				7.1	SUS304TP	
					(注2)				7.1	STPG370	
					(注2)				7.1	SUS304TP	

: 検査対象

(注1) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

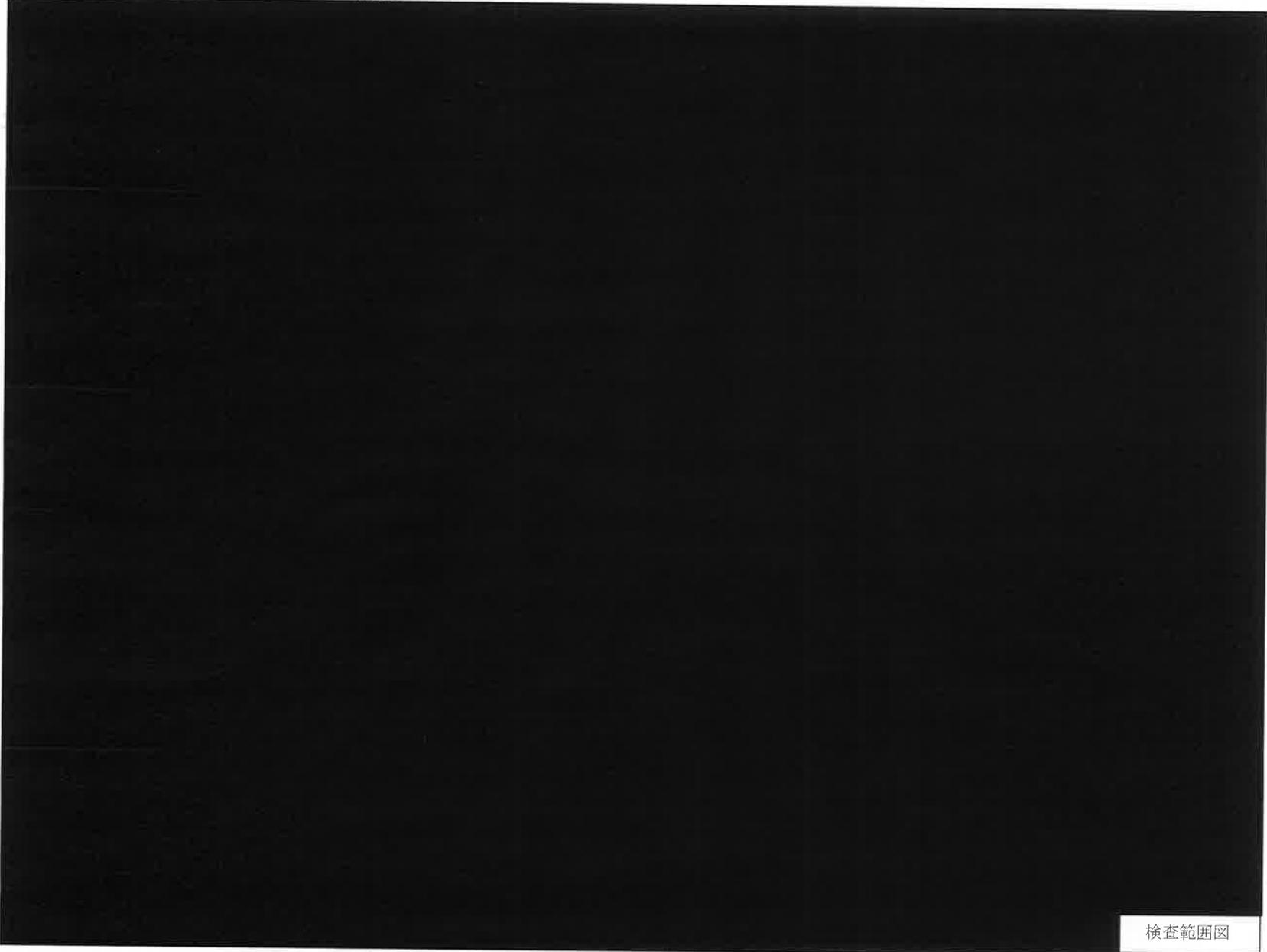
(注2) 公称値

(注3) 本設備は既存の設備である。

検査範囲図

(以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 消火設備 主配管 (常設)



検査範囲図

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプ室浸水防止蓋

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-30

令和元年5月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社 高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-30

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年5月28日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	4
別紙1 立会区分表	5
別紙2 使用前検査成績書	6
資料1 工事計画本文	31
資料2 寸法許容範囲	36
資料3 検査範囲図	52
資料4 構造図	54
資料5 検査用計器一覧表	70

(最終頁 70)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

1 性能検査

- (1) 材料検査
- (2) 寸法検査
- (3) 外観検査
- (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第6条及び第51条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

II 検査場所

関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」、資料3「検査範囲図」及び資料4「構造図」参照）

高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋	5個

その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 海水ポンプ室浸水防止蓋	14個
---	-----

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 1801251 号 (平成 30 年 1 月 25 日)
原規規発第 1806277 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808063 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811291 号 (平成 30 年 11 月 29 日)
原規規発第 1901281 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903271 号 (平成 31 年 3 月 27 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 性能検査

(1) 材料検査

① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

② 検査手順

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

(2) 寸法検査

① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

(3) 外観検査

① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

(詳細は、資料3「検査範囲図」及び資料4「構造図」参照)

(4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、組立て及び据付け状態を確認する。

(詳細は、資料3「検査範囲図」及び資料4「構造図」参照)

V 判定基準

1 性能検査

(1) 材料検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

(2) 寸法検査

各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

(3) 外観検査

有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

(4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

立会区分表

施設名	系統名	検査項目 ^{※1}				備考
		性能検査				
		材料検査	寸法検査	外観検査	組立て及び 据付け状態を 確認する検査	
その他発電用原子炉 の附属施設	浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプ室浸水防止蓋	B	A/B ^{※2}	A/B ^{※2}	A/B ^{※2}	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

B：記録確認検査

※2：抜取立会検査における立会いは、検査項目ごとに1回以上を原則とする。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプ室浸水防止蓋

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-30

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設
その他発電用原子炉の附属施設
浸水防護施設
外郭浸水防護設備
循環水ポンプ室浸水防止蓋 5個
海水ポンプ室浸水防止蓋 14個
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
性能検査 材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査		印	主任技術者 印
		印	

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 性能検査記録
 - (1) 材料検査
 - (2) 寸法検査
 - (3) 外観検査
 - (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査
- 3 検査用計器一覧表

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

材料検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

寸法検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

性能検査

組立て及び据付け状態を確認する検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (材料検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：5 個

海水ポンプ室浸水防止蓋：14 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	材料	検査年月日	検査結果	検査方法
循環水ポンプ室浸水防止蓋	SUS316	年 月 日		記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋	SUS316	年 月 日		

備考

- 記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：5 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 1	たて	290 ^{※2}	288.8 ～ 291.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	340 ^{※2}	338.8 ～ 341.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	19.5 (20 ^{※2})	19.5 ～ 20.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 2	たて	290 ^{※2}	288.8 ～ 291.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	1460 ^{※2}	1457 ～ 1463	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	21.5 (22 ^{※2})	21.5 ～ 22.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※ 1：許容値は工事計画による。

※ 2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※ 3）による。

※ 3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：5 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 3	たて	290 ^{※2}	288.8 ～ 291.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	1460 ^{※2}	1457 ～ 1463	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	21.5 (22 ^{※2})	21.5 ～ 22.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 4	たて	290 ^{※2}	288.8 ～ 291.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	340 ^{※2}	338.8 ～ 341.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	19.5 (20 ^{※2})	19.5 ～ 20.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：5 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 5	たて	290 ^{※2}	288.8 ～ 291.2	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	横	340 ^{※2}	338.8 ～ 341.2	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	厚さ	19.5 (20 ^{※2})	19.5 ～ 20.5	～	月 年 日		目視 / 記録確認

備 考

※ 1：許容値は工事計画による。

※ 2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※ 3）による。

※ 3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 1	外径	600 ^{※2}	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 ^{※2})	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 2	外径	600 ^{※2}	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 ^{※2})	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 3	外径	600 ^{※2}	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 ^{※2})	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第1号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 4	外径	660 ^{※2}	658 ～ 662	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 ^{※2})	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 5	外径	640 ^{※2}	638 ～ 642	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 ^{※2})	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 6	外径	960 ^{※2}	958 ～ 962	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	14.5 (15 ^{※2})	14.5 ～ 15.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 7	たて	815 ^{※2}	813 ～ 817	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	横	3735 ^{※2}	3731 ～ 3739	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 ^{※2})	15.5 ～ 16.5	～	月 年 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 8	たて	820 ^{※2}	818 ～ 822	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	横	1410 ^{※2}	1407 ～ 1413	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 ^{※2})	15.5 ～ 16.5	～	月 年 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：、

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 9	たて	810 ^{※2}	808 ～ 812	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	3700 ^{※2}	3696 ～ 3704	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 ^{※2})	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 10	たて	820 ^{※2}	818 ～ 822	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	3710 ^{※2}	3706 ～ 3714	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 ^{※2})	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 11	たて	310 ^{※2}	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	310 ^{※2}	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 ^{※2})	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 12	たて	310 ^{※2}	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	310 ^{※2}	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 ^{※2})	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 ^{※1} (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 13	たて	350 ^{※2}	348.8 ～ 351.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	310 ^{※2}	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 ^{※2})	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 14	たて	330 ^{※2}	328.8 ～ 331.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	380 ^{※2}	378.8 ～ 381.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 ^{※2})	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (外観検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：5 個

判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 3	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 4	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 5	年 月 日		目視/ 記録確認

備 考

・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機			
性能検査記録 (外観検査)			
検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 海水ポンプ室浸水防止蓋：14個			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 3	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 4	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 5	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 6	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 7	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考 ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：			

高浜発電所第1号機			
性能検査記録 (外観検査)			
検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 海水ポンプ室浸水防止蓋：14個			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 8	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 10	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 11	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 12	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 14	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考 ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：			

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録
(組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：5 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 3	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 4	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 5	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

- 記録確認は、申請者の品質記録 (※) による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 3	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 4	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 5	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 6	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 7	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※) による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 1 号機

性能検査記録 (組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 14 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 8	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 10	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 11	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 12	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 14	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※) による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

工事計画本文

(以下、「工事計画本文」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプ室浸水防止蓋

			変更前	変更後	
名称			-	循環水ポンプ室浸水防止蓋1、4、5	
種	類	-		浸水防止蓋	
主要寸法	た	て		mm	290 (注1)
	横			mm	340 (注1)
	厚	さ		mm	19.5 (20 (注1))
材	料		-	SUS316	

(注1) 公称値

			変更前	変更後	
名称			-	循環水ポンプ室浸水防止蓋2、3	
種	類	-		浸水防止蓋	
主要寸法	た	て		mm	290 (注1)
	横			mm	1,460 (注1)
	厚	さ		mm	21.5 (22 (注1))
材	料		-	SUS316	

(注1) 公称値

			変更前	変更後	
名称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋1	
種	類	-		マンホール	
主要寸法	外	径		mm	600 (注1)
	厚	さ		mm	17.5 (18 (注1))
材	料			-	SUS316

(注1) 公称値

 : 検査対象

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋2
種	類	—			マンホール
主要 寸法	外	径	mm		600 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料		—		SUS316

(注1) 公称値

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋3
種	類	—			マンホール
主要 寸法	外	径	mm		600 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料		—		SUS316

(注1) 公称値

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋4
種	類	—			マンホール
主要 寸法	外	径	mm		660 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料		—		SUS316

(注1) 公称値

 : 検査対象

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋5
種	類	-			マンホール
主要寸法	外	径	mm		640 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材		料			SUS316

(注1) 公称値

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋6
種	類	-			マンホール
主要寸法	外	径	mm		960 (注1)
	厚	さ	mm		14.5 (15 (注1))
材		料			SUS316

(注1) 公称値

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋7
種	類	-			機器搬入用蓋
主要寸法	た	て	mm		815 (注1)
	横		mm		3,735 (注1)
	厚	さ	mm		15.5 (16 (注1))
材		料		SUS316	

(注1) 公称値

 : 検査対象

			変 更 前	変 更 後	
名 称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋8	
種	類	-		機器搬入用蓋	
主要寸法	た	て		mm	820 (注1)
	横			mm	1,410 (注1)
	厚	さ		mm	15.5 (16 (注1))
材	料			-	SUS316

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後	
名 称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋9	
種	類	-		機器搬入用蓋	
主要寸法	た	て		mm	810 (注1)
	横			mm	3,700 (注1)
	厚	さ		mm	15.5 (16 (注1))
材	料			-	SUS316

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後	
名 称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋10	
種	類	-		機器搬入用蓋	
主要寸法	た	て		mm	820 (注1)
	横			mm	3,710 (注1)
	厚	さ		mm	15.5 (16 (注1))
材	料			-	SUS316

(注1) 公称値

: 検査対象

				変更前	変更後
名称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋11
種類		-			電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	た	て	mm		310 (注1)
	横		mm		310 (注1)
	厚	さ	mm		11.5 (12 (注1))
材		料		SUS316	

(注1) 公称値

				変更前	変更後
名称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋12
種類		-			電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	た	て	mm		310 (注1)
	横		mm		310 (注1)
	厚	さ	mm		11.5 (12 (注1))
材		料		SUS316	

(注1) 公称値

				変更前	変更後
名称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋13
種類		-			電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	た	て	mm		350 (注1)
	横		mm		310 (注1)
	厚	さ	mm		11.5 (12 (注1))
材		料		SUS316	

(注1) 公称値

				変更前	変更後
名称				-	海水ポンプ室浸水防止蓋14
種類		-			電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	た	て	mm		330 (注1)
	横		mm		380 (注1)
	厚	さ	mm		11.5 (12 (注1))
材		料		SUS316	

(注1) 公称値

 : 検査対象

寸法許容範囲

(以下、「寸法許容範囲」は申請者の情報を基に作成したものである。)

(1) 循環水ポンプ室浸水防止蓋1、4、5の寸法許容範囲

工事計画書記載の循環水ポンプ室浸水防止蓋1、4、5に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1、4、5	たて	291.2	290	288.8	
	横	341.2	340	338.8	
	厚さ	20.5	20	19.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠	
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1、4、5	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 循環水ポンプ室浸水防止蓋2、3の寸法許容範囲

工事計画書記載の循環水ポンプ室浸水防止蓋2、3に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2、3	たて	291.2	290	288.8	
	横	1,463	1,460	1,457	
	厚さ	22.5	22	21.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2、3	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 3\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋1の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋1に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋1	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋1	外径	公称値 ±2mm JIS B 0405
	厚さ	公称値 ±0.5mm JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋2の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋2に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋2	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠	
海水ポンプ室浸水防止蓋2	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋3の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋3に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋3	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋3	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋4の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋4に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋4	外径	662	660	658	
	厚さ	18.5	18	17.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠	
海水ポンプ室浸水防止蓋4	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋5の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋5に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋5	外径	642	640	638	
	厚さ	18.5	18	17.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋5	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$ JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$ JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋6の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋6に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋6	外径	962	960	958	
	厚さ	15.5	15	14.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠	
海水ポンプ室浸水防止蓋6	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」.

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋7の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋7に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法(mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋7	たて	817	815	813	
	横	3,739	3,735	3,731	
	厚さ	16.5	16	15.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋7	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 4\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋8の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋8に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋8	たて	822	820	818	
	横	1,413	1,410	1,407	
	厚さ	16.5	16	15.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋8	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 3\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋9の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋9に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	たて	812	810	808	
	横	3,704	3,700	3,696	
	厚さ	16.5	16	15.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 4\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 .「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋10の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋10に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋10	たて	822	820	818	
	横	3,714	3,710	3,706	
	厚さ	16.5	16	15.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋10	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 4\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋11の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋11に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋 11	たて	311.2	310	308.8	
	横	311.2	310	308.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 11	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋12の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋12に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋12	たて	311.2	310	308.8	
	横	311.2	310	308.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋12	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋13の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋13に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	たて	351.2	350	348.8	
	横	311.2	310	308.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

(1) 海水ポンプ室浸水防止蓋14の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋14に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋 14	たて	331.2	330	328.8	
	横	381.2	380	378.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

(2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 14	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

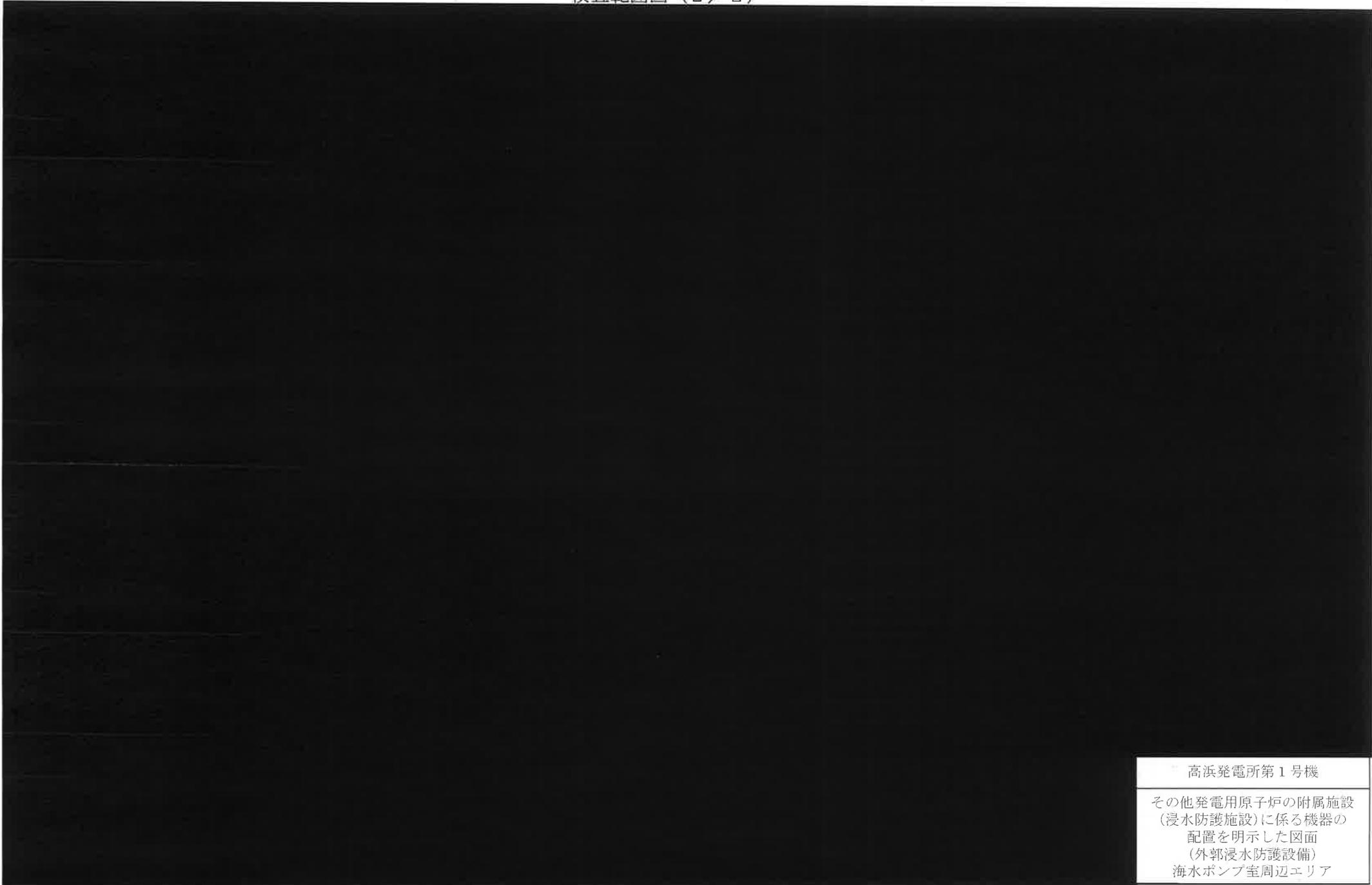
検査範囲図 (1 / 2)

(以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプ室浸水防止蓋



高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)に係る機器の 配置を明示した図面 (外郭浸水防護設備) 海水ポンプ室周辺エリア



高浜発電所第 1 号機

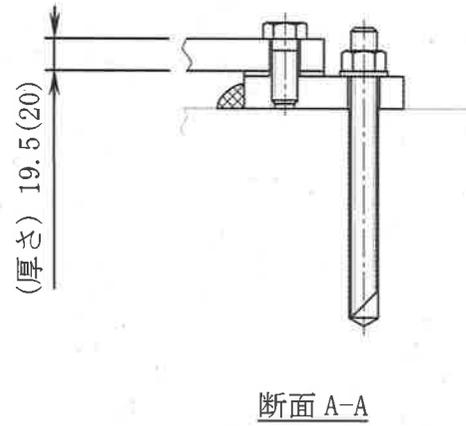
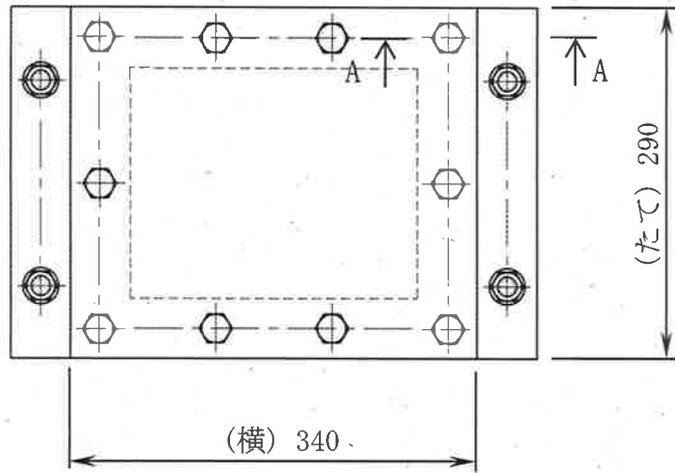
その他発電用原子炉の附属施設
(浸水防護施設)に係る機器の
配置を明示した図面
(外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室周辺エリア

構造図 (1 / 16)

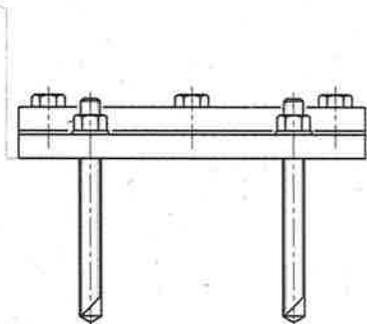
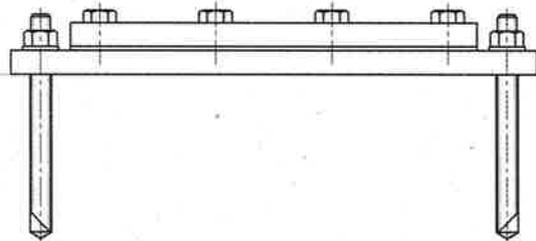
(以下、「構造図」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の付属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプ室浸水防止蓋

54



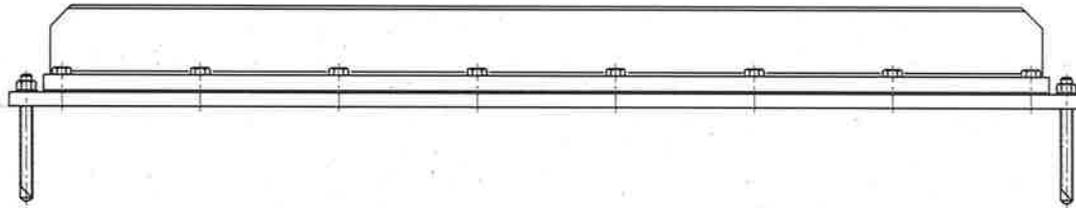
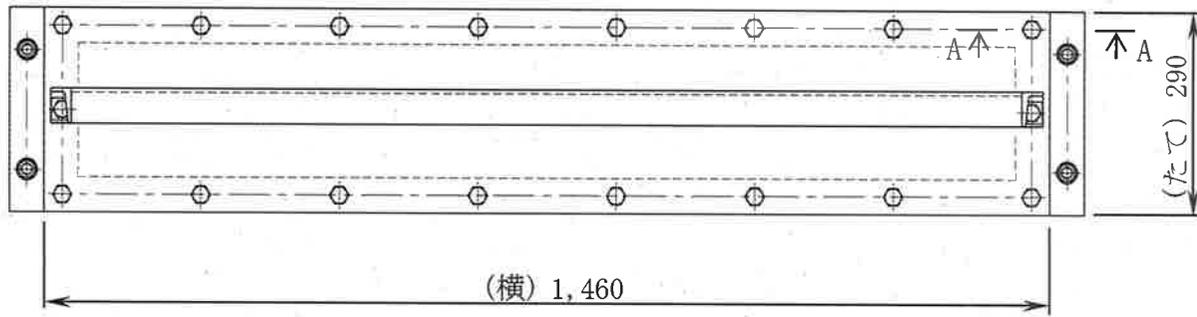
主要目表	
種類	浸水防止蓋
材料	SUS316



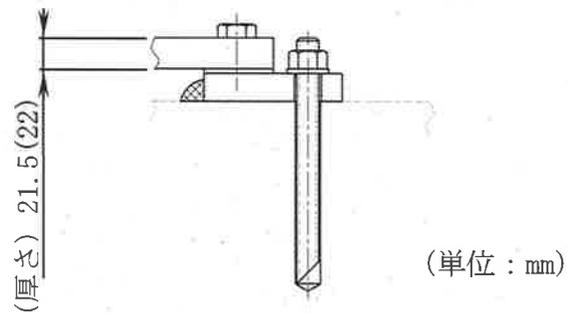
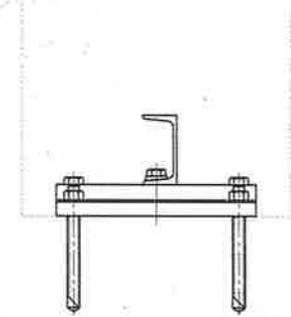
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1、4、5

構造図 (2 / 16)



主要目表	
種類	浸水防止蓋
材料	SUS316

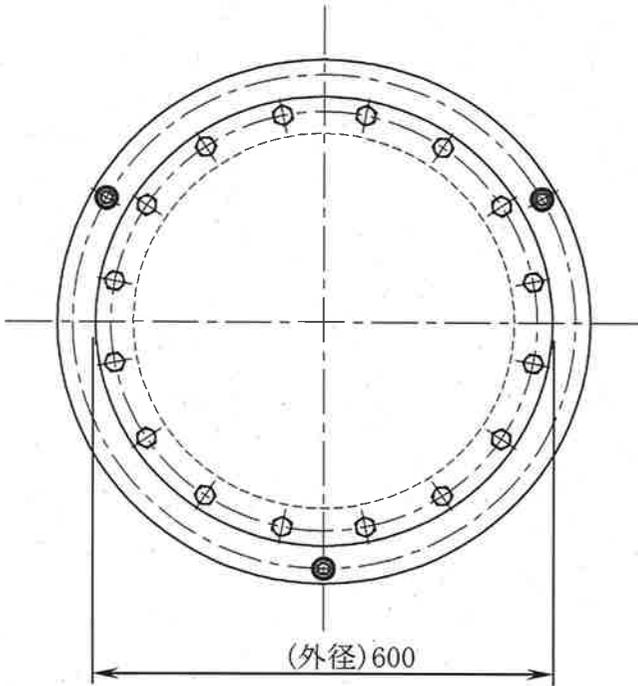


断面 A-A

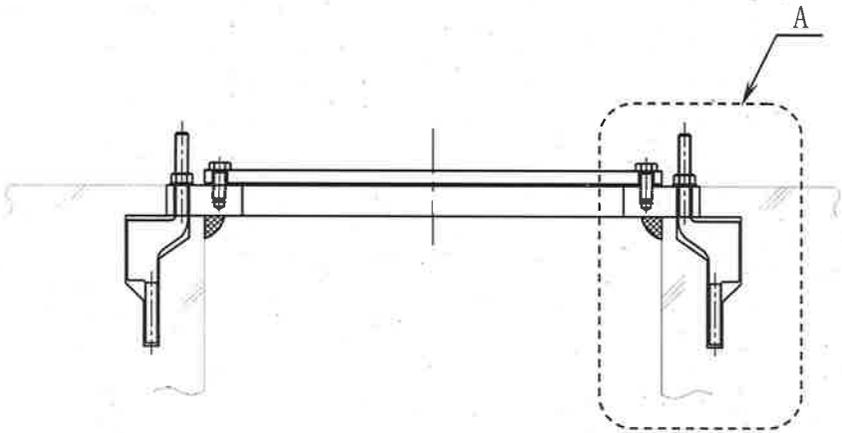
高浜発電所第1号機
 その他発電用原子炉の附属施設
 (浸水防護施設)の構造図
 (外郭浸水防護設備)
 循環水ポンプ室浸水防止蓋 2、3

構造図 (3 / 16)

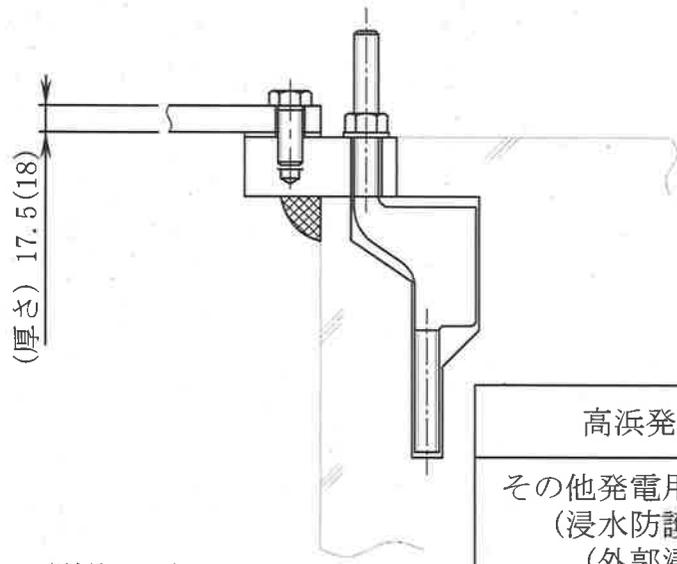
主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316



(外径) 600



A



(厚さ) 17.5 (18)

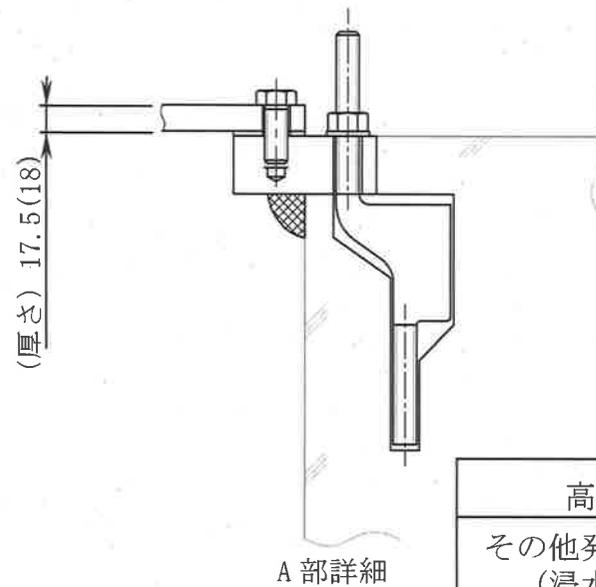
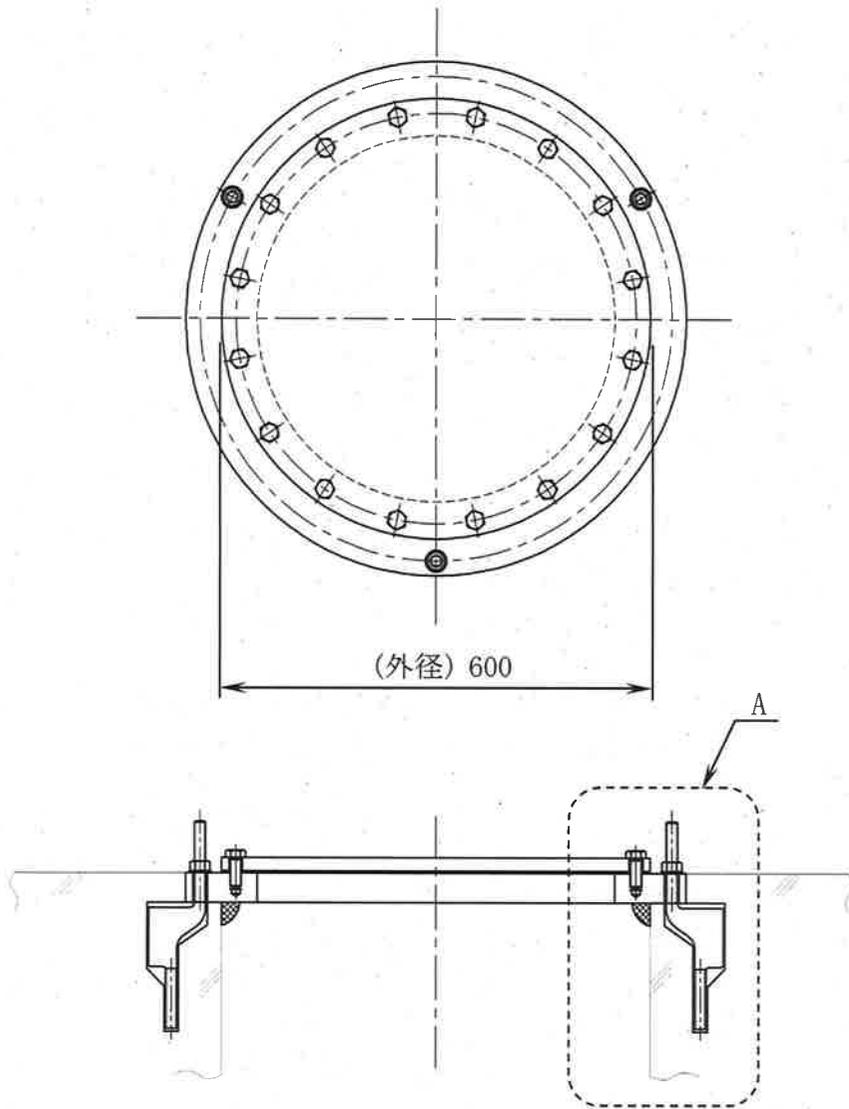
(単位 : mm)

A 部詳細

高浜発電所第 1 号機
 その他発電用原子炉の附属施設
 (浸水防護施設)の構造図
 (外郭浸水防護設備)
 海水ポンプ室浸水防止蓋 1

構造図 (4 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316

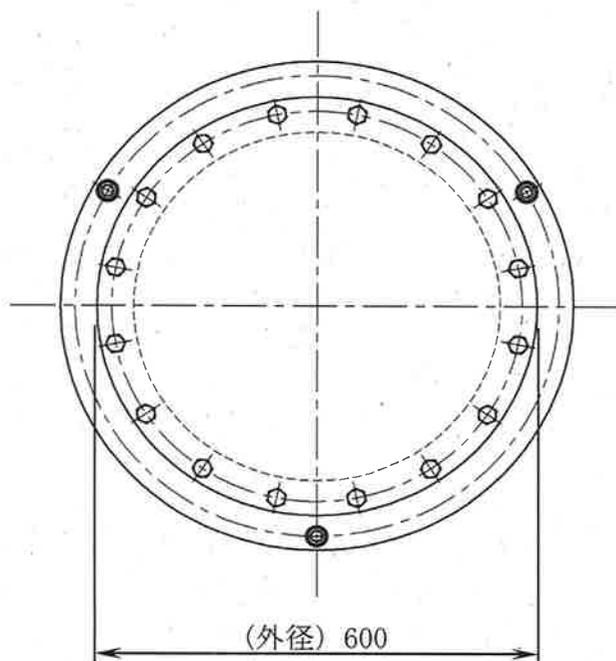


(単位 : mm)

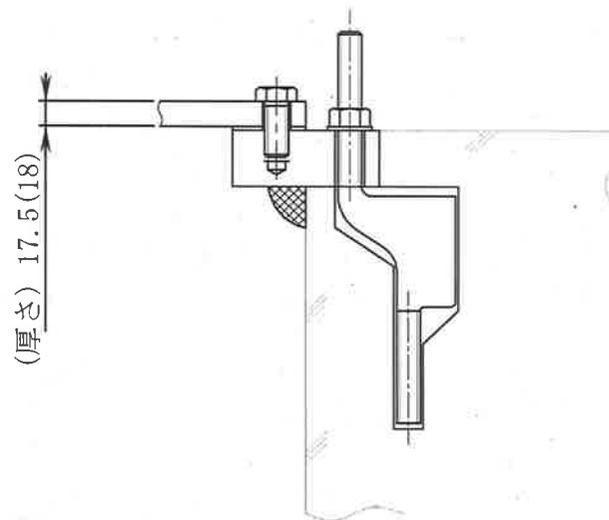
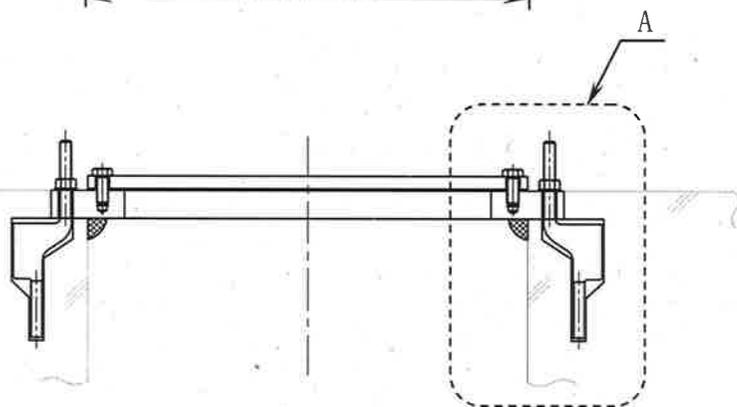
高浜発電所第1号機 その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備) 海水ポンプ室浸水防止蓋 2
--

構造図 (5 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316



(外径) 600



(厚さ) 17.5(18)

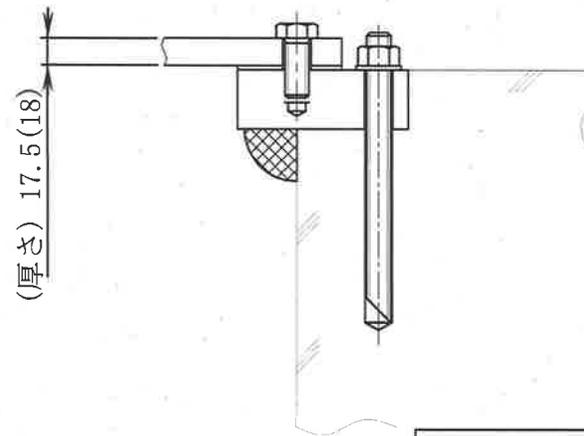
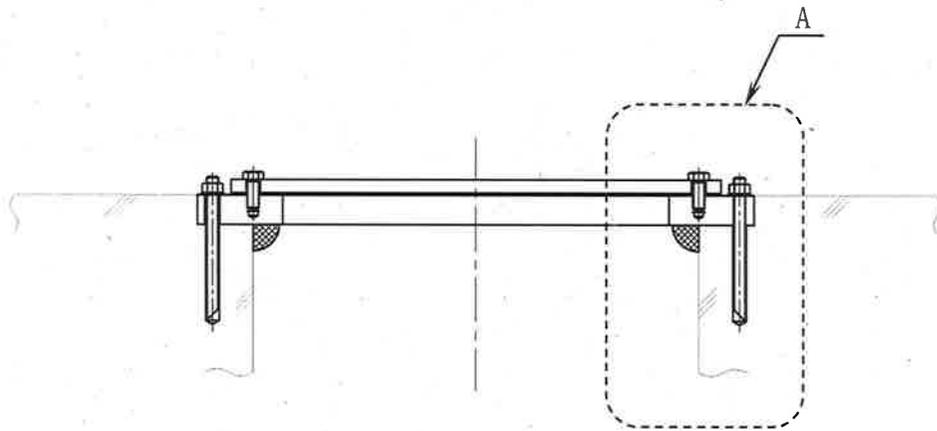
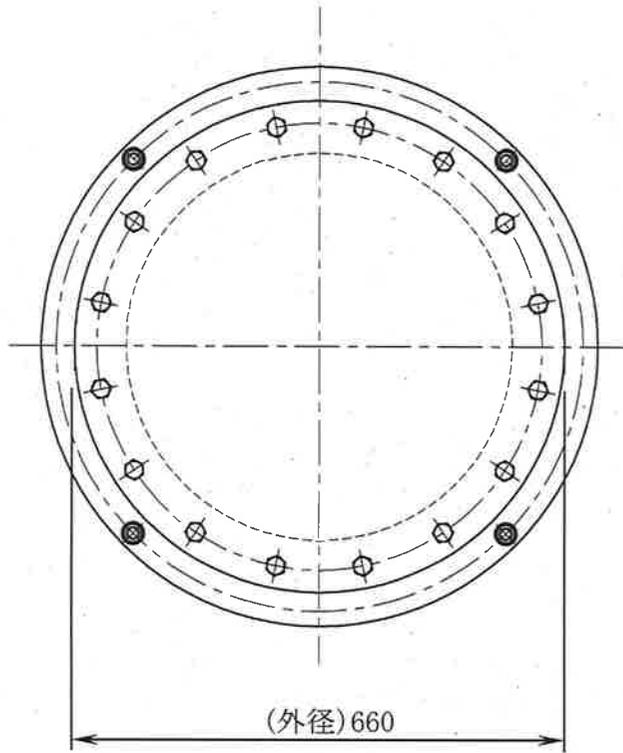
A部詳細

(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋3

構造図 (6 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316



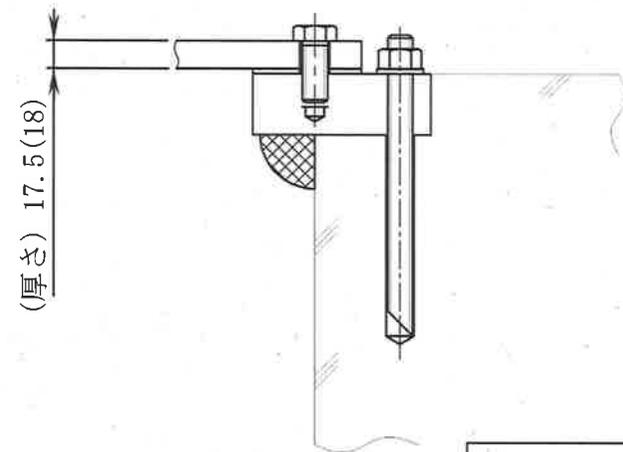
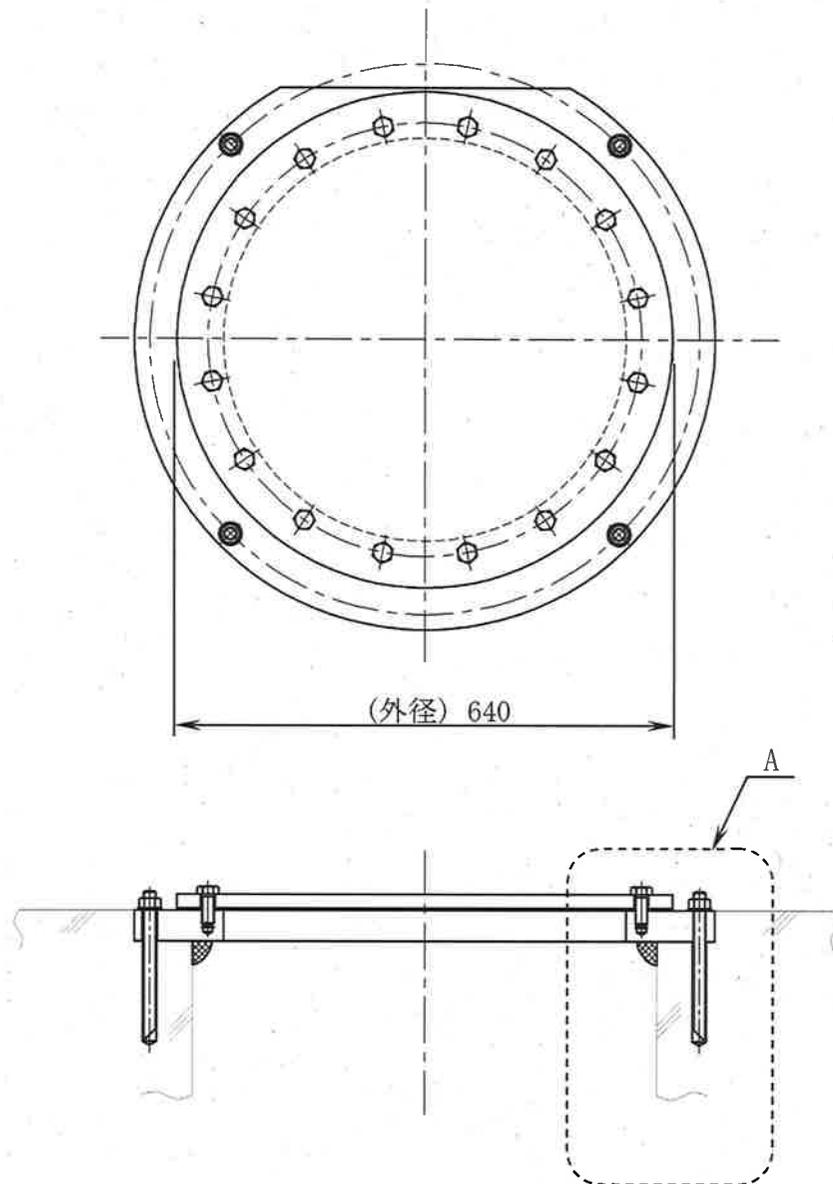
A 部詳細

(単位 : mm)

高浜発電所第 1 号機
 その他発電用原子炉の附属施設
 (浸水防護施設)の構造図
 (外郭浸水防護設備)
 海水ポンプ室浸水防止蓋 4

構造図 (7 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316



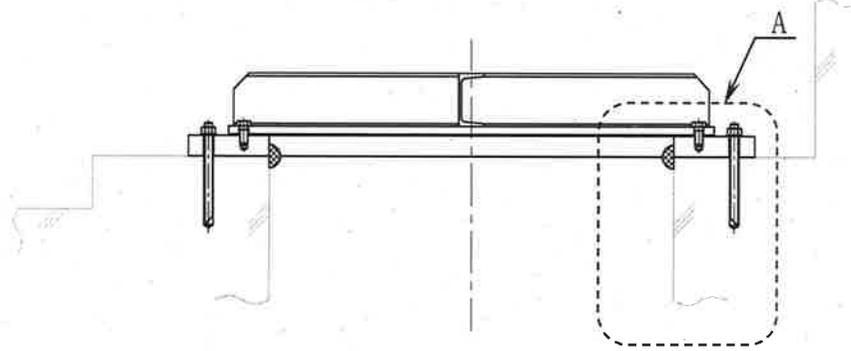
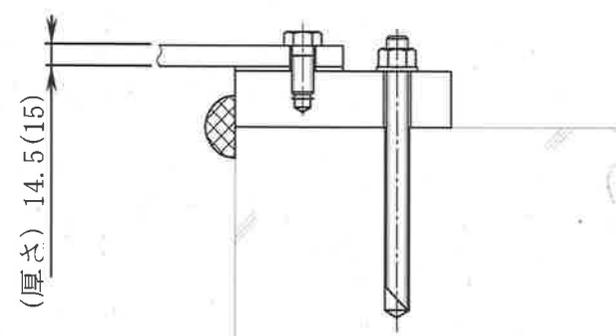
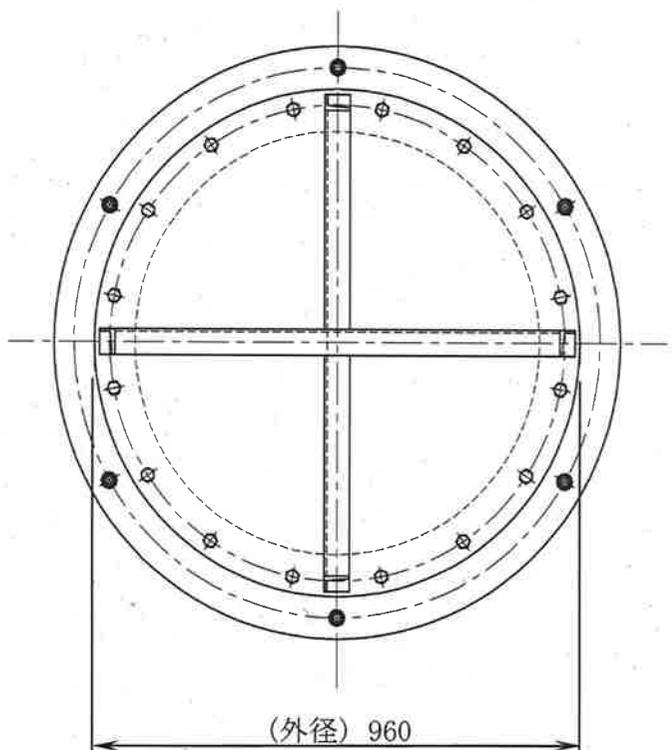
A 部詳細

(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 5

構造図 (8 / 1 6)

主 要 目 表	
種 類	マンホール
材 料	SUS316



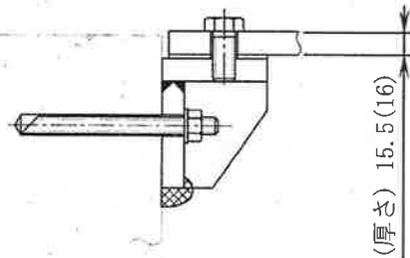
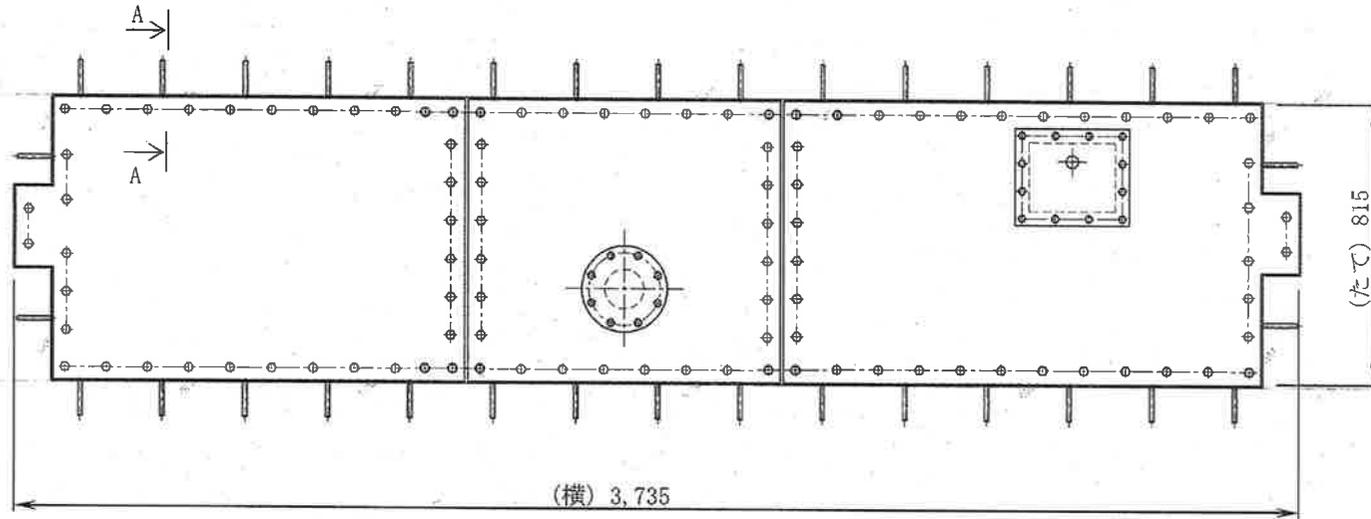
A 部詳細

(単位 : mm)

高浜発電所第 1 号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 6

構造図 (9 / 16)

主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



断面 A-A

(注) 機器搬入用蓋を構成する部材は一体構造である。

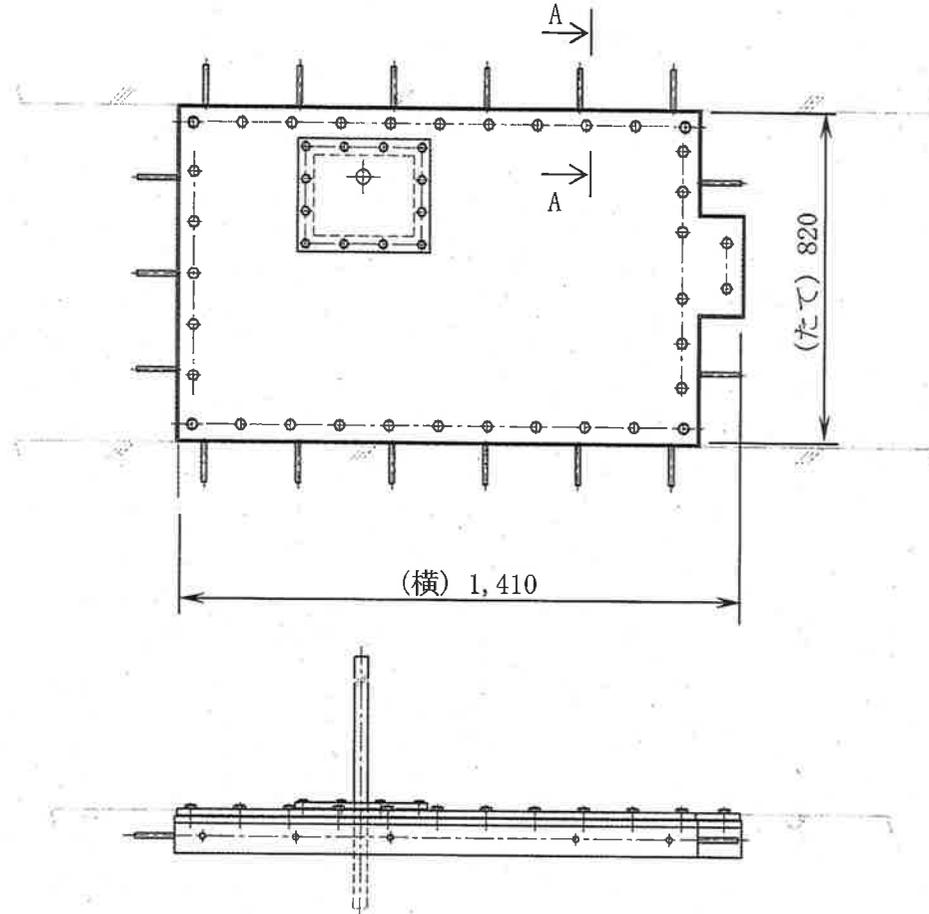
(単位 : mm)

高浜発電所第 1 号機

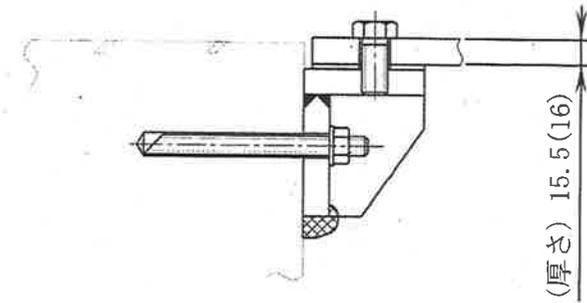
その他発電用原子炉の附属施設
(浸水防護施設)の構造図
(外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 7

構造図 (10/16)

63



主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316

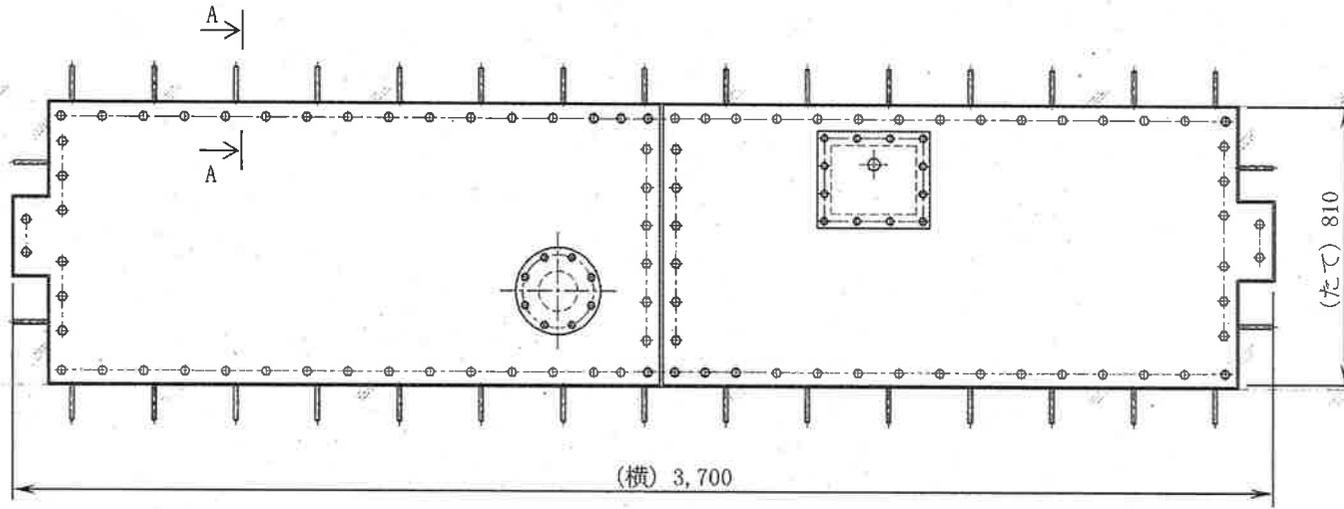


断面 A-A

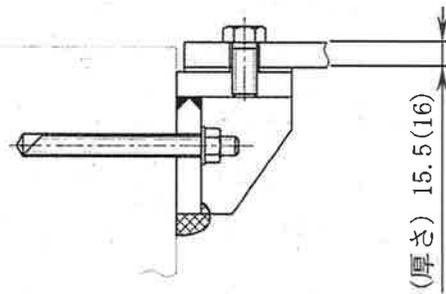
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備) 海水ポンプ室浸水防止蓋 8

構造図 (11 / 16)



主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



断面 A-A

(注) 機器搬入用蓋を構成する部材は一体構造である。

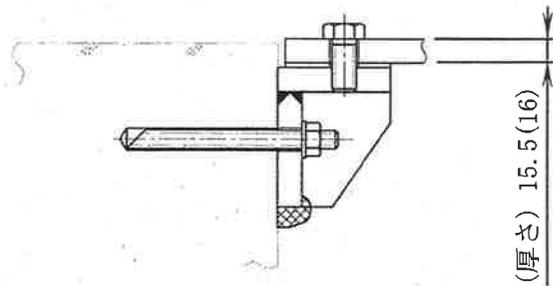
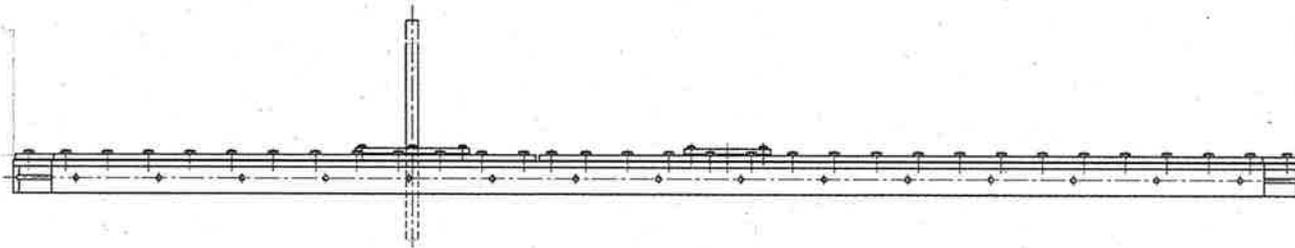
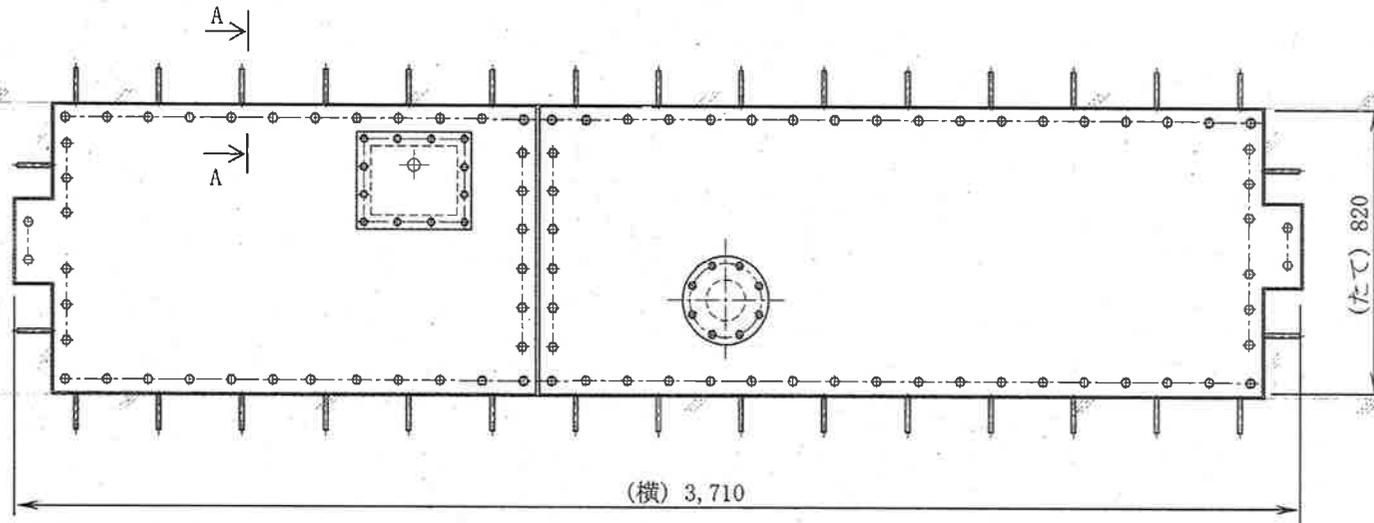
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機

その他発電用原子炉の附属施設
(浸水防護施設)の構造図
(外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 9

構造図 (12/16)

主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



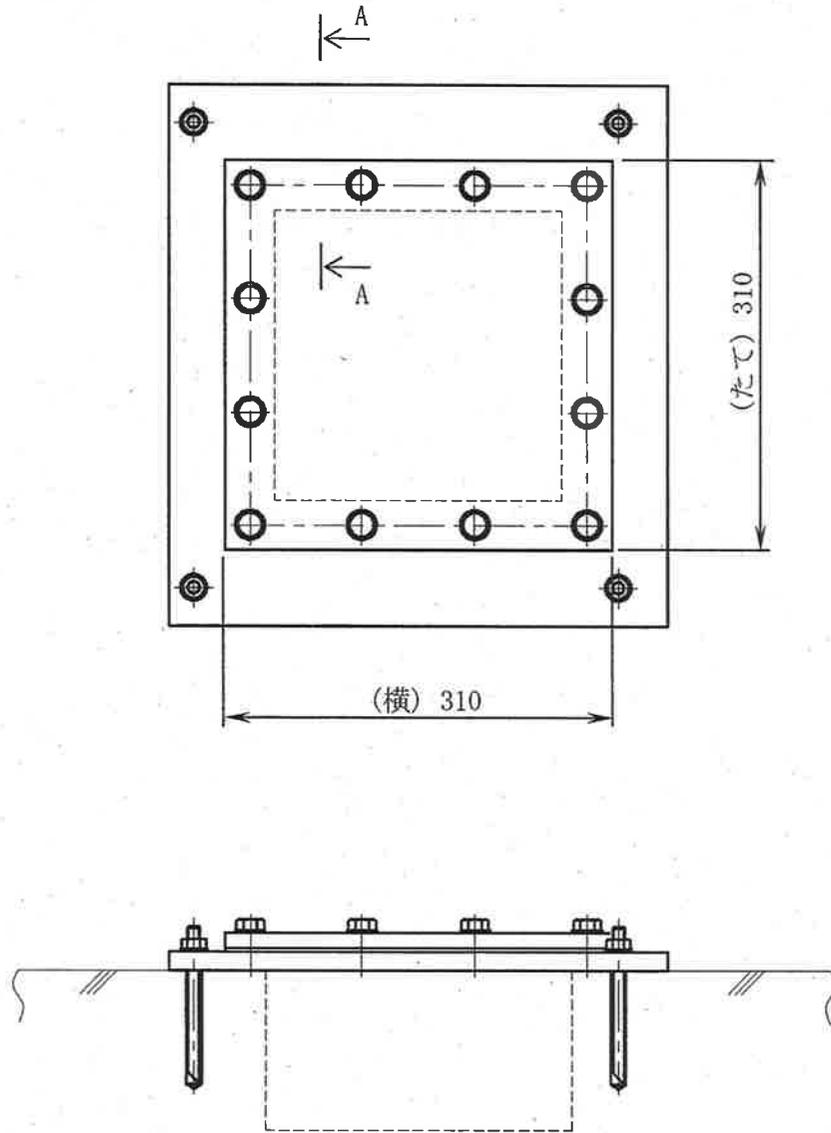
断面 A-A

(注) 機器搬入用蓋を構成する部材は一体構造である。

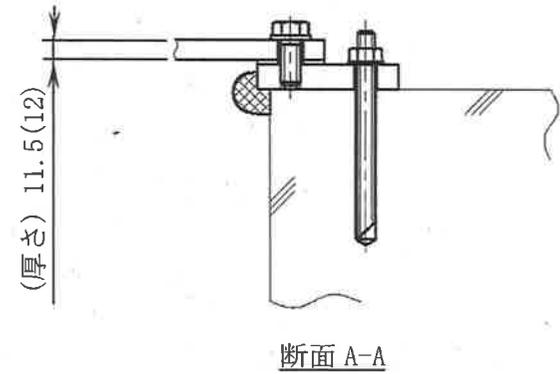
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 10

構造図 (13/16)



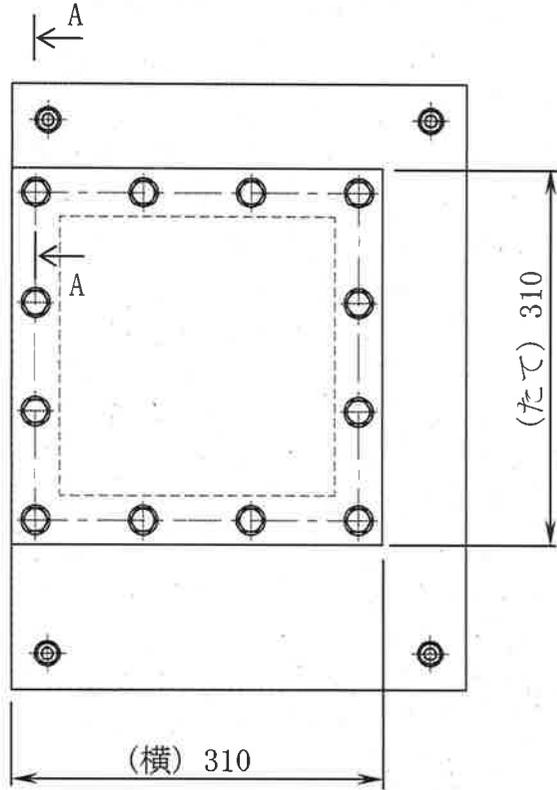
主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



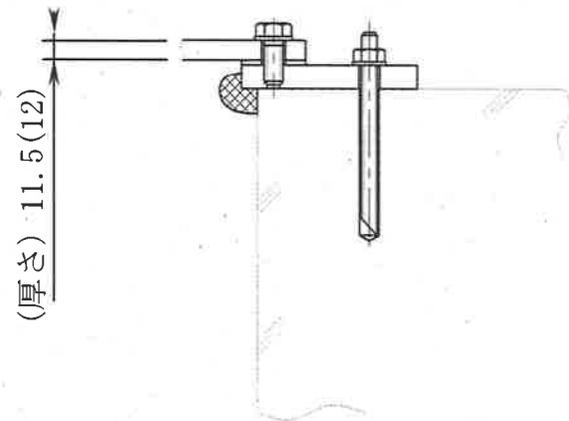
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 11

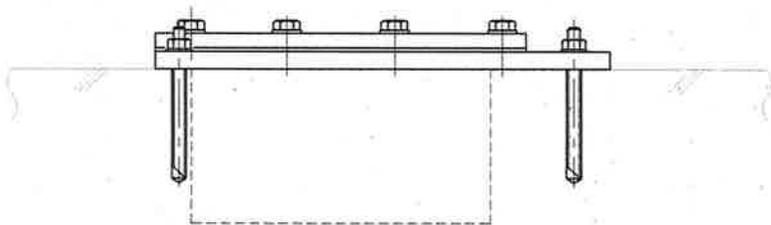
構造図 (14/16)



主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



断面 A-A



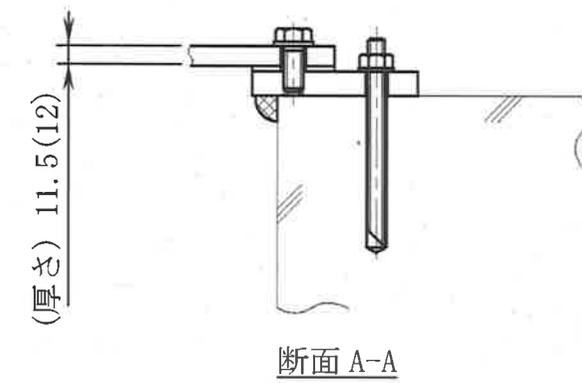
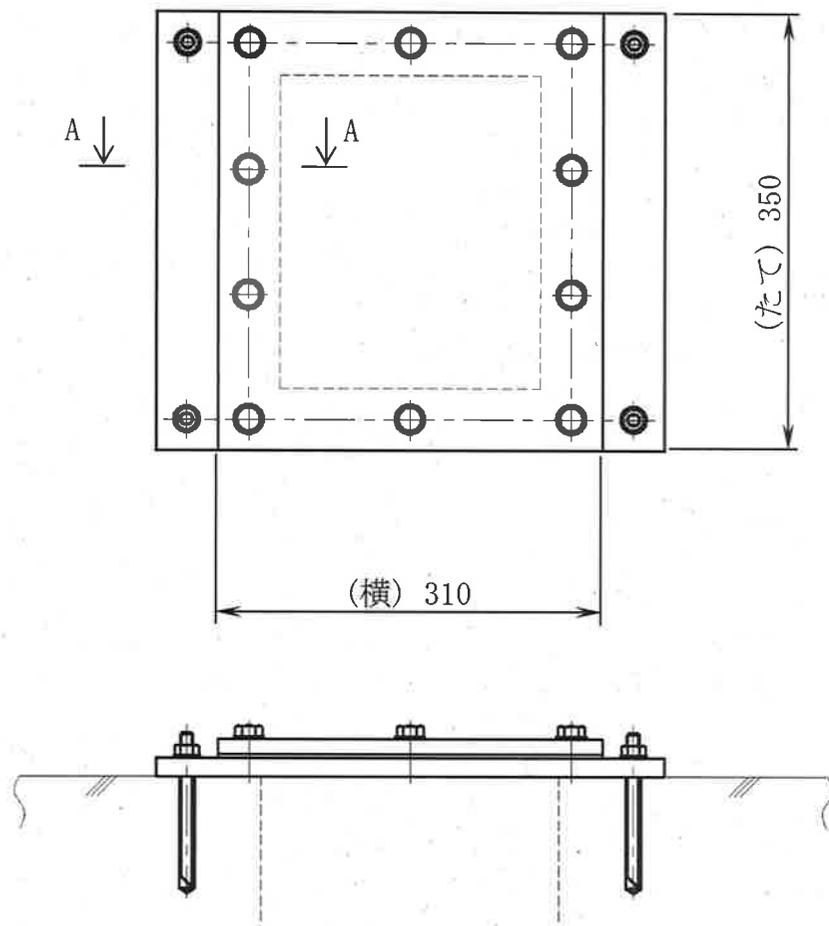
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 12

資料4-14

構造図 (15 / 16)

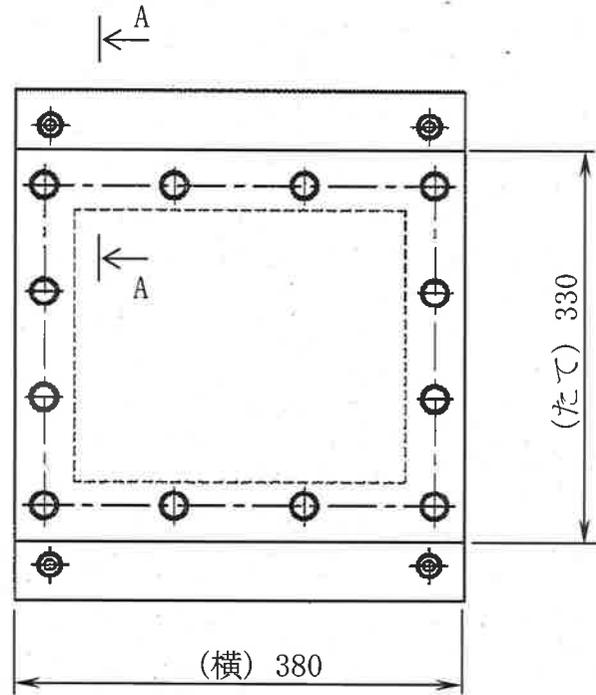
主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



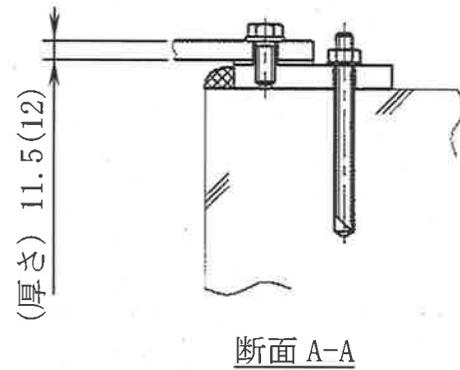
(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
 その他発電用原子炉の附属施設
 (浸水防護施設)の構造図
 (外郭浸水防護設備)
 海水ポンプ室浸水防止蓋 13

構造図 (16 / 16)



主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



(単位 : mm)

高浜発電所第1号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 14

検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	検査用計器	測定範囲	測定精度	備考
性能検査 (寸法検査)	ノギス			
	コンベックス			
	マイクロメータ			

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-35-2

平成28年10月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-35-2

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成28年10月18日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	2
別紙1 検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）	3
別紙2 兼用設備一覧表	4
別紙3 立会区分表	5
別紙4 使用前検査成績書	6

(最終頁 1 1)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、発電用原子炉施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、本検査は、工事計画記載項目（基本設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について確認することを目的とする。

1 検査記録の確認検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目とする。

（詳細は、別紙1「検査対象一覧表（主たる機能に係る設備）及び別紙2「兼用設備一覧表」を参照）

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
原規規発第1606104号 (平成28年6月10日)

IV 検査方法

1 検査記録の確認検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録（必要に応じ保全実績の記録を含む。）が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

発電用原子炉施設が工事計画のとおりであり、技術基準に適合することを申請者の品質記録により確認する。

① 保管場所確認検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている可搬型設備の保管場所を確認する。

V 判定基準

1 検査記録の確認検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）

原子炉冷却系統施設

検査対象	確認項目
原子炉補機冷却設備 ポンプ 大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査

兼用設備一覧表

主たる機能に関する設備	兼用する設備
原子炉冷却系統施設 原子炉補機冷却設備 / ポンプ 大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 ポンプ 大容量ポンプ（放水砲用）（1・2号機共用）
	原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） ポンプ 大容量ポンプ（放水砲用）（1・2号機共用）

立会区分表

施設名	系統名	検査項目※	備考
		検査記録の確認検査	
その他	総合設備検査	B	

※：記号説明

B：記録確認検査

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-35-2

平成 年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第299号(平成28年10月7日)
- 4 検査期日 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目(基本
設計方針除く。)のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16
条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目
- 7 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
検査記録の確認検査		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		印	主任技術者 印
		印	

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 検査記録の確認検査記録
- 3 兼用設備一覧表

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

検査記録の確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録（必要に応じ保全実績の記録を含む。）が準備されていること。	記録確認	平成 年 月 日		
		平成 年 月 日		
		平成 年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	平成 年 月 日		
		平成 年 月 日		
		平成 年 月 日		

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：原子炉冷却系統施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
原子炉補機冷却設備 ポンプ 大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査	平成 年 月 日		記録確認
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 				

兼用設備一覧表

主たる機能に関する設備	兼用する設備
原子炉冷却系統施設 原子炉補機冷却設備 ポンプ 大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 ポンプ 大容量ポンプ（放水砲用）（1・2号機共用）
	原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） ポンプ 大容量ポンプ（放水砲用）（1・2号機共用）

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号 1-35-3

令和元年5月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他

要領書番号 : 原規規収第1610071号 1-35-3

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年5月28日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）	4
別紙2 兼用設備一覧表	7
別紙3 立会区分表	8
別紙4 使用前検査成績書	9

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、発電用原子炉施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、本検査は、工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について確認することを目的とする。

1 検査記録の確認検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目とする。

（詳細は、別紙1「検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）及び別紙2「兼用設備一覧表」を参照）

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第1606104号 (平成28年6月10日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第1707191号 (平成29年7月19日)
原規規発第1801251号

(平成30年1月25日)
原規規発第 1806277 号
(平成30年6月27日)
原規規発第 1808063 号
(平成30年8月6日)
原規規発第 1811291 号
(平成30年11月29日)
原規規発第 1901281 号
(平成31年1月28日)
原規規発第 1903271 号
(平成31年3月27日)
原規規発第 19042612 号
(平成31年4月26日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査記録の確認検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

(2) 検査手順

発電用原子炉施設が工事計画のとおりであり、技術基準に適合することを申請者の品質記録により確認する。

① 材料検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

② 寸法検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

③ 外観検査

申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

④ 組立て及び据付け状態を確認する検査

申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

⑤ 耐圧検査、漏えい検査

申請者の品質記録により、技術基準の規定に基づく検査圧力で10分保持した後、検査圧力に耐え、かつ、異常がないことを確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により、著しい漏えいがないことを確認する。

⑥ 保管場所確認検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている可搬型設備の保管場所を確認する。

⑦ 取付箇所確認検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている取付箇所を確認する。なお、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、溢水防護上の区画及び溢水防護上の配慮が必要な高さ以上に取付けられていることを確認する。

V 判定基準

1 検査記録の確認検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）

放射線管理施設

検査対象	確認項目
放射線管理用計測装置 エリアモニタリング設備 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（1・2・3・4号機共用）	外観検査
	取付箇所確認検査
	保管場所確認検査
放射線管理用計測装置 エリアモニタリング設備 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（1・2・3・4号機共用）	外観検査
	取付箇所確認検査
	保管場所確認検査
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 可搬式モニタリングポスト（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
	取付箇所確認検査
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 電離箱サーベイメータ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 NaIシンチレーションサーベイメータ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 GM汚染サーベイメータ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 ZnSシンチレーションサーベイメータ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 β線サーベイメータ（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
換気設備 送風機 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（1・2・3・4号機共用）	寸法検査
	外観検査
	取付箇所確認検査
	保管場所確認検査
換気設備 フィルター 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（1・2・3・4号機共用）	寸法検査
	外観検査
	取付箇所確認検査
	保管場所確認検査

その他発電用原子炉の附属施設

検査対象	確認項目
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 機関並びに過給機 電源車（緊急時対策所用）内燃機関（1・2・3・4号機共用）	外観検査 取付箇所確認検査
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 調速装置及び非常調速装置 調速装置（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 調速装置及び非常調速装置 非常調速装置（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 内燃機関に附属する冷却水設備 冷却水ポンプ（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査 取付箇所確認検査
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 燃料ダイタンク又はサービスタンク 燃料タンク（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	材料検査 寸法検査 外観検査 耐圧検査、漏えい検査 取付箇所確認検査
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 タンクローリー（1・2・3・4号機共用）	保管場所確認検査
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 タンクローリー給油ライン接続用 ■ n ホース（1・2・3・4号機共用）	取付箇所確認検査

検査対象	確認項目
非常用電源設備 非常用電源装置 発電機 発電機 電源車（緊急時対策所用）（1・2・3・4号機共用）	寸法検査
	外観検査
	取付箇所確認検査
	保管場所確認検査
非常用電源設備 非常用電源装置 発電機 励磁装置 励磁装置（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査
	取付箇所確認検査
非常用電源設備 非常用電源装置 発電機 保護継電装置 保護継電装置（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査
非常用電源設備 その他の電源装置 無停電電源装置 電源装置（1・2・3・4号機共用）（取水路防潮ゲート電源装置）	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査

兼用設備一覧表

その他発電用原子炉の附属施設

主たる機能に関する設備	兼用する設備
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 タンクローリー (1・2・3・4号機共用)	その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備) のうち燃料貯蔵設備と兼用
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 タンクローリー給油ライン接続用 m ホース (1・2・3・4号機共用)	その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備) のうち燃料貯蔵設備と兼用

立会区分表

施設名	系統名	検査項目*	備考
		検査記録の確認検査	
その他	総合設備検査	B	

※：記号説明
 B：記録確認検査

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号 1-35-3

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本
設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16
条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
検査記録の確認検査			主任技術者

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 検査記録の確認検査記録

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

検査記録の確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：放射線管理施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
放射線管理用計測装置 エリアモニタリング設備 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ (1・2・3・4号機共用)	外観検査	年 月 日		記録確認
	取付箇所確認検査			
	保管場所確認検査			
放射線管理用計測装置 エリアモニタリング設備 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ (1・2・3・4号機共用)	外観検査	年 月 日		
	取付箇所確認検査			
	保管場所確認検査			
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 可搬式モニタリングポスト (1・2・3・4号機共用)	保管場所確認検査	年 月 日		
	取付箇所確認検査			
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 電離箱サーベイメータ (1・2・3・4号機共用)	保管場所確認検査	年 月 日		
備考 ・記録確認は、申請者の品質記録(※)による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：				

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：放射線管理施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 NaIシンチレーションサーベイメータ (1・2・3・4号機共用)	保管場所確認検査	年 月 日		記録確認
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 GM汚染サーベイメータ (1・2・3・4号機共用)	保管場所確認検査	年 月 日		
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 ZnSシンチレーションサーベイメータ (1・2・3・4号機共用)	保管場所確認検査	年 月 日		
放射線管理用計測装置 移動式周辺モニタリング設備 β線サーベイメータ (1・2・3・4号機共用)	保管場所確認検査	年 月 日		
備 考 ・記録確認は、申請者の品質記録(※)による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：				

高浜発電所第 1 号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：放射線管理施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
換気設備 送風機 緊急時対策所非常用空気浄化ファン (1・2・3・4号機共用)	寸法検査	年 月 日		記録確認
	外観検査			
	取付箇所確認検査			
	保管場所確認検査			
換気設備 フィルター 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット (1・2・3・4号機共用)	寸法検査	年 月 日		記録確認
	外観検査			
	取付箇所確認検査			
	保管場所確認検査			
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> ・記録確認は、申請者の品質記録(※)による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 				

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 機関並びに過給機 電源車（緊急時対策所用）内燃機関（1・2・3・4号機共用）	外観検査	年 月 日		記録確認
	取付箇所確認検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 調速装置及び非常調速装置 調速装置（1・2・3・4号機共用） （電源車（緊急時対策所用））	外観検査	年 月 日		
	外観検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 調速装置及び非常調速装置 非常調速装置（1・2・3・4号機共用） （電源車（緊急時対策所用））	外観検査	年 月 日		
	外観検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 内燃機関に附属する冷却水設備 冷却水ポンプ（1・2・3・4号機共用） （電源車（緊急時対策所用））	外観検査	年 月 日		
	取付箇所確認検査			
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> 記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 				

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
非常用電源設備 非常用電源装置 内燃機関 燃料デイトンク又はサービスタンク 燃料タンク（1・2・3・4号機 共用）（電源車（緊急時対策所 用））	材料検査	年 月 日		
	寸法検査			
	外観検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
	取付箇所確認検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 タンクローリー（1・2・3・4 号機共用）	保管場所確認検査	年 月 日		記録確認
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 タンクローリー給油ライン接続用 ■mホース（1・2・3・4号機共 用）	取付箇所確認検査	年 月 日		
備 考 ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：				

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
非常用電源設備 非常用電源装置 発電機 発電機 電源車（緊急時対策所用）（1・2・3・4号機共用）	寸法検査	年 月 日		記録確認
	外観検査			
	取付箇所確認検査			
	保管場所確認検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 発電機 励磁装置 励磁装置（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査	年 月 日		
	取付箇所確認検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 発電機 保護継電装置 保護継電装置（1・2・3・4号機共用）（電源車（緊急時対策所用））	外観検査	年 月 日		
非常用電源設備 その他の電源装置 無停電電源装置 電源装置（1・2・3・4号機共用）（取水路防潮ゲート電源装置）	寸法検査	年 月 日		
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> 記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 				

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-35-5

平成31年3月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-35-5

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成31年3月22日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 検査対象一覧表 (主たる機能に関する設備)	4
別紙2 立会区分表	6
別紙3 使用前検査成績書	7

(最終頁 14)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、発電用原子炉施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、本検査は、工事計画記載項目（基本設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について確認することを目的とする。

1 検査記録の確認検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目とする。

（詳細は、別紙1「検査対象一覧表（主たる機能に係る設備）」を参照）

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 1801251 号 (平成 30 年 1 月 25 日)
原規規発第 1806277 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808063 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811291 号 (平成 30 年 11 月 29 日)
原規規発第 1901281 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

1 検査記録の確認検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

(2) 検査手順

発電用原子炉施設が工事計画のとおりであり、技術基準に適合することを申請者の品質記録により確認する。

① 材料検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

② 寸法検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

③ 外観検査

申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

④ 組立て及び据付け状態を確認する検査

申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

⑤ 耐圧検査、漏えい検査

申請者の品質記録により、技術基準の規定に基づく検査圧力で10分保持した後、検査圧力に耐え、かつ、異常がないことを確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により、著しい漏えいがないことを確認する。

V 判定基準

1 検査記録の確認検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）

その他発電用原子炉の附属施設

検査対象	確認項目
火災防護設備 消火設備 主配管 弁(1V-6913C)～格納容器内第1分岐点	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 A、B淡水タンク～No.1電動消火ポンプ、No.1ディーゼル消火ポンプ（1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 No.1電動消火ポンプ、No.1ディーゼル消火ポンプ～1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点（1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点～A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 アニュラス供給ライン分岐点～アニュラス内第1分岐点	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 格納容器供給ライン分岐点～弁(1V-6913A)	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査

検査対象	確認項目
火災防護設備 消火設備 主配管 No. 1～No. 4 消火水バックアップタンク～A、B 消火水バックアップポンプ（1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 A、B 消火水バックアップポンプ～A、B 消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点（1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
補機駆動用燃料設備 燃料貯蔵設備 容器 No. 1 ディーゼル消火ポンプ燃料サービスタンク（1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査

立会区分表

施設名	系統名	検査項目*	備考
		検査記録の確認検査	
その他	総合設備検査	B	

※：記号説明

B：記録確認検査

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名：その他

系統名：総合設備検査

要領書番号：原規規収第1610071号1-35-5

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本
設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1
6条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
検査記録の確認検査		年 月 日	年 月 日
		印	主任技術者 印

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 検査記録の確認検査記録

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

検査記録の確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
火災防護設備 消火設備 主配管 弁(1V-6913C)～格納容器内第1分岐点	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 A、B淡水タンク～No.1電動消火ポンプ、No.1ディーゼル消火ポンプ(1・2号機共用)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 No.1電動消火ポンプ、No.1ディーゼル消火ポンプ～1号機、2号機 火災区画供給ライン分岐点(1・2号機共用)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点～A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
備 考 ・記録確認は、申請者の品質記録(※)による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号：				

高浜発電所第1号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
火災防護設備 消火設備 主配管 アニュラス供給ライン分岐点～ア ニュラス内第1分岐点	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 格納容器供給ライン分岐点～弁 (1V-6913A)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 No. 1～No. 4 消火水バックアップタ ンク～A、B 消火水バックアップポ ンプ（1・2号機共用）	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 A、B 消火水バックアップポンプ～ A、B 消火水バックアップ供給ライ ン消火水配管合流点（1・2号機 共用）	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 			

高浜発電所第1号機

検査記録の確認検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
補機駆動用燃料設備 燃料貯蔵設備 容器 No.1ディーゼル消火ポンプ燃料サービスタンク（1・2号機共用）	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			

備考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。
※：適合性確認検査成績書の識別番号：

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号 1-35-6

令和元年11月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他

要領書番号 : 原規規収第1610071号 1-35-6

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年11月8日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）	4
別紙2 兼用設備一覧表	5
別紙3 立会区分表	6
別紙4 使用前検査成績書	7

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、発電用原子炉施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、本検査は、工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について確認することを目的とする。

1 検査記録の確認検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目とする。

（詳細は、別紙1「検査対象一覧表（主たる機能に係る設備）及び別紙2「兼用設備一覧表」を参照）

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)		
工事計画の認可番号	: 原規規発第 1606104 号	(平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号	: 原規規発第 1707191 号	(平成 29 年 7 月 19 日)
	原規規発第 1801251 号	(平成 30 年 1 月 25 日)
	原規規発第 1806277 号	(平成 30 年 6 月 27 日)
	原規規発第 1808063 号	(平成 30 年 8 月 6 日)
	原規規発第 1811291 号	(平成 30 年 11 月 29 日)
	原規規発第 1901281 号	(平成 31 年 1 月 28 日)
	原規規発第 1903271 号	(平成 31 年 3 月 27 日)
	原規規発第 19042612 号	(平成 31 年 4 月 26 日)
	原規規発第 1906217 号	(令和元年 6 月 21 日)
	原規規発第 1908191 号	(令和元年 8 月 19 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査記録の確認検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

(2) 検査手順

発電用原子炉施設が工事計画のとおりであり、技術基準に適合することを申請者の品質記録により確認する。

① 材料検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

② 寸法検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

③ 外観検査

申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

④ 組立て及び据付け状態を確認する検査

申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

⑤ 耐圧検査、漏えい検査

申請者の品質記録により、技術基準の規定に基づく検査圧力で10分保持した後、検査圧力に耐え、かつ、異常がないことを確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により、著しい漏えいがないことを確認する。

V 判定基準

1 検査記録の確認検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）

その他発電用原子炉の附属施設

検査対象	確認項目
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 燃料油貯油そう（重大事故等時のみ 1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付け状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 燃料油貯油そう～燃料油移送ポンプ（重大事故等時のみ 1・2号機共用）	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査

兼用設備一覧表

その他発電用原子炉の附属施設

主たる機能に関する設備	兼用する設備
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 燃料油貯油そう(重大事故等時のみ1・2号機共用)	その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用燃料設備)のうち燃料貯蔵設備と兼用

立会区分表

施設名	系統名	検査項目※	備考
		検査記録の確認検査	
その他	総合設備検査	B	

※：記号説明

B：記録確認検査

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが
できる状態になった時に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610071号 1-35-6

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本
設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16
条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
検査記録の確認検査			主任技術者

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 検査記録の確認検査記録

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

検査記録の確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 燃料油貯油そう(重大事故等時のみ 1・2号機共用)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付け状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 燃料油貯油そう～燃料油移送ポンプ(重大事故等時のみ 1・2号機共用)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付け状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> 記録確認は、申請者の品質記録 (※) による。 ※：適合性確認検査成績書の識別番号： 				

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

品質管理の方法等に関する
使用前検査実施要領書

施設名：原子炉本体
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
原子炉冷却系統施設
計測制御系統施設
放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
原子炉格納施設
その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610071号1-40

平成31年4月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

品質管理の方法等に関する使用前検査

施設名：原子炉本体

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

計測制御系統施設

放射性廃棄物の廃棄施設

放射線管理施設

原子炉格納施設

その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610071号1-40

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	平成28年10月18日	制定
1	平成30年3月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 工事計画変更の認可番号の追記 2頁 原規規発第1707191号 (平成29年7月19日) 原規規発第1801251号 (平成30年1月25日)・ 使用前検査申請番号の追加 5頁 関原発第434号 (平成30年3月20日)
2	平成30年12月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記・ 2、9頁 共通事項として使用前検査申請書の確認を検査前確認事項に追加

3	平成31年2月19日	・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記
4	平成31年4月15日	・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記 ・ 2、9頁 共通事項として工事計画の認可番号の確認を検査前確認事項に追加

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 品質管理の方法等に関する確認事項	4
別紙2 使用前検査成績書	5

(最終頁 12)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表の上欄に掲げる工事の工程に係る同表の下欄に掲げる検査事項の検査を実施する上で、必要な事項として、申請者により実施される原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設の工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、以下の項目について設備横断的に確認するものである。

なお、申請者の品質管理の実施状況については、保安検査、定期安全管理審査においても同様に確認していることから、重複を避け、使用前検査対象範囲の工事及び検査に係る品質管理の状況に重点をおいて確認するものである。

1 品質管理の方法等に関する検査

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する事項

高浜発電所第1号機

発電用原子炉施設

原子炉本体

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

計測制御系統施設

放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
原子炉格納施設
その他発電用原子炉の附属施設

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 1801251 号 (平成 30 年 1 月 25 日)
原規規発第 1806277 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808063 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811291 号 (平成 30 年 11 月 29 日)
原規規発第 1901281 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903271 号 (平成 31 年 3 月 27 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査前確認事項

法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

3 検査手順

工事計画に記載された各施設の工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、Ⅰの「1 品質管理の方法等に関する検査」に記載した各事項について、品質記録、聞き取り等により確認する。具体的に確認する事項は、別紙1「品質管理の方法等に関する確認事項」に示す。

V 判定基準

工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

品質管理の方法等に関する確認事項

1 品質保証の実施に係る組織

- ・ 工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が工事計画に従って行われていること。
- ・ 供給者の選定や管理が工事計画に従って行われていること。

2 保安活動の計画

- ・ 工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び1の組織体制等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・ 1の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても工事計画に従って定められていること。

3 保安活動の実施

- ・ 工事及び検査が2の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても工事計画に従って行われていること。

4 保安活動の評価

- ・ 調達物品や役務、原子炉施設が要求事項に適合していることを実証するため、2の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても1の組織体制及び2の計画に従って行われていること。

5 保安活動の改善

- ・ 予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機
品質管理の方法等に関する
使用前検査成績書

施設名：原子炉本体
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
原子炉冷却系統施設
計測制御系統施設
放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
原子炉格納施設
その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第 1610071 号 1-40

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機

2 検査の種類 品質管理の方法等に関する使用前検査

3 検査申請 使用前検査申請番号

4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日

5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

6 検査範囲

工事に係る品質管理の方法等に関する事項

高浜発電所第1号機

発電用原子炉施設

原子炉本体

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

計測制御系統施設

放射性廃棄物の廃棄施設

放射線管理施設

原子炉格納施設

その他発電用原子炉の附属施設

7 検査結果

8 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 品質管理の方法等に関する検査
- 3 使用前検査において確認した関連文書一覧表

9 検査実施者

検査年月日	原子力施設検査官 印	検査立会責任者 印	特記事項
<p style="text-align: center;">年</p> <p>月 日</p>			
<p style="text-align: center;">年</p> <p>月 日</p>			
<p style="text-align: center;">年</p> <p>月 日</p>			

高浜発電所第1号機 使用前検査記録 検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第1号機		
使用前検査記録 品質管理の方法等に関する検査		
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所		
検査範囲：工事に係る品質管理の方法等に関する事項 高浜発電所第1号機 発電用原子炉施設 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他 発電用原子炉の附属施設		
判定基準	検査年月日	検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。	年 月 日	
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	2 保安活動の計画	
品質管理の方法等に関する所見	3 保安活動の実施	
品質管理の方法等に関する所見	4 保安活動の評価	
品質管理の方法等に関する所見	5 保安活動の改善	
備考		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

使用前検査において確認した関連文書一覧表

関連文書の名称等	備考
1 品質保証の実施に係る組織	
2 保安活動の計画	
3 保安活動の実施	
4 保安活動の評価	
5 保安活動の改善	

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : 発電用原子炉施設 (共通項目)

系統名 : -

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-41

平成31年4月
原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設名：発電用原子炉施設（共通項目）

要領書番号：原規規収第1610071号1-41

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	平成28年10月17日	制定
1	平成30年3月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 工事計画変更の認可番号の追記 1頁 原規規発第1707191号 (平成29年7月19日) 原規規発第1801251号 (平成30年1月25日)・ 使用前検査申請番号の追加 7頁 関原発第434号 (平成30年3月20日)
2	平成30年12月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 1頁 工事計画変更の認可番号の追記・ 2、9頁 共通事項として使用前検査申請書の確認を検査前確認事項に追加
3	平成31年2月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 1、2頁 工事計画変更の認可番号の追記
4	平成31年4月15日	<ul style="list-style-type: none">・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記・ 2、9頁 共通事項として工事計画の認可番号の確認を検査前確認事項に追加

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	2
別紙1 確認一覧表	3
別紙2 基本設計方針に係る検査の観点	4
別紙3 使用前検査成績書	6

(最終頁 11)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、発電用原子炉施設に属する設備や機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉施設の基本設計方針（共通項目）とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成28年6月10日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成29年7月19日)
原規規発第 1801251 号 (平成30年1月25日)
原規規発第 1806277 号 (平成30年6月27日)
原規規発第 1808063 号 (平成30年8月6日)
原規規発第 1811291 号 (平成30年11月29日)
原規規発第 1901281 号

(平成31年1月28日)

原規規発第1903271号

(平成31年3月27日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙2の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容（工事管理実績）の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

確認一覧表

施設名	名称	記録確認	現場確認	備考
発電用原子炉施設	1 地盤等	○	○	記録確認及び現場確認ともに、左記区分により1箇所以上を抜取り確認する。
	2 自然現象	○		
	3 火災	—※1		
	4 溢水等	—※2		
	5 設備に対する要求	○		
	6 その他	○		
	基本設計方針 共通項目			

※1：基本設計方針に係る使用前検査（原規規収第1610071号1-49）にて確認する項目

※2：基本設計方針に係る使用前検査（原規規収第1610071号1-50）にて確認する項目

基本設計方針に係る検査の観点

確認事項	観点
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。 ・適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。 ・工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した設備の具体的設計結果及び確認方法の情報を確実に適合性確認検査要領書に反映していること。） ・試験や適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価） ・適合性確認検査の対象範囲は、工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。 ・適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。 ・工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。 ・保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。 ・試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。 ・所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。 ・申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。 ・検証結果の記録を適切に管理していること。
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の要領書に従って保安活動を実施していること。 ・保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。 ・試験や社内検査の回路、系統の構成等は、要領書どおりで、目的に照らして適切であること。 ・データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 ・測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。 ・要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。 ・要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。 ・適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。

確認事項	観点
結果の判定（検査実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 ・ 工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。 ・ 保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。 ・ 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

基本設計方針に係る
使用前検査成績書

施設名 : 発電用原子炉施設 (共通項目)

系統名 : -

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-41

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設
基本設計方針（共通項目）
- 7 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
基本設計方針に係る検査		印	主任技術者 印
		印	

8. 特記事項

9 添付資料 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 確認結果一覧表

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録 検査前確認事項

基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(様式-8)が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録
確認結果一覧表

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書及び成績書等	現場確認した設備等	確認結果
発電用原子炉施設 (共通項目)	地盤等				
	自然現象				
	設備に対する 要求				
	その他				

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : 原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)

系統名 : ー

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-43

平成31年4月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設区分：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

要領書番号：原規規収第1610071号1-43

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	平成28年10月17日	制定
1	平成30年3月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 工事計画変更の認可番号の追記 1頁 原規規発第1707191号 (平成29年7月19日) 原規規発第1801251号 (平成30年1月25日)・ 使用前検査申請番号の追加 7頁 関原発第434号 (平成30年3月20日)
2	平成30年12月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 1頁 工事計画変更の認可番号の追記・ 2、9頁 共通事項として使用前検査申請書の確認を検査前確認事項に追加
3	平成31年2月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 1頁 工事計画変更の認可番号の追記
4	平成31年4月15日	<ul style="list-style-type: none">・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記・ 2、9頁 共通事項として工事計画の認可番号の確認を検査前確認事項に追加

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	2
別紙 1 確認一覧表	3
別紙 2 基本設計方針に係る検査の観点	4
別紙 3 使用前検査成績書	6

(最終頁 1 1)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）に属する設備及び機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設のうち、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）の基本設計方針とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第1606104号 (平成28年6月10日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第1707191号 (平成29年7月19日)
原規規発第1801251号 (平成30年1月25日)
原規規発第1806277号 (平成30年6月27日)
原規規発第1808063号 (平成30年8月6日)
原規規発第1811291号 (平成30年11月29日)
原規規発第1901281号 (平成31年1月28日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙 2 の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容（工事管理実績）の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

確認一覧表

施設名	名称	記録確認	現場確認	備考
原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）	1 1次冷却材	—※1	○	記録確認及び現場確認ともに、左記区分により1箇所以上のサンプリングを実施する。
	2 1次冷却材の循環設備	○		
	3 主蒸気・主給水設備	○		
	4 余熱除去設備	○		
	5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	○		
	6 化学体積制御設備	—※1		
	7 原子炉補機冷却設備	○		
	8 原子炉格納容器内の1次冷却材漏えいを監視する装置	○		
	9 流体振動等による損傷の防止	—※1		

※1：基本設計方針に変更なし

基本設計方針に係る検査の観点

確認項目	確認事項
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。 ・ 申請者の適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。 ・ 工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した「設備の具体的設計結果」及び「確認方法」の情報を実際に適合性確認検査要領書に反映していること。） ・ 試験や申請者の適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価。） ・ 申請者の適合性確認検査の対象範囲は工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。 ・ 申請者の適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。 ・ 工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。 ・ 保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。 ・ 試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。 ・ 所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。 ・ 申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。 ・ 検証結果の記録を適切に管理していること。
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の要領書に従って保安活動を実施していること。 ・ 保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。 ・ 試験や社内検査の回路、系統の構成等は要領書どおりで、目的に照らして適切であること。 ・ データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 ・ 測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。 ・ 要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。 ・ 要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。 ・ 適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。

確認項目	確認事項
結果の判定 (検査実績) の適切性	<ul style="list-style-type: none"> • 保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 • 工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。 • 保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。 • 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

基本設計方針に係る
使用前検査成績書

施設名 : 原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)

系統名 : -

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-43

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）
基本設計方針
- 7 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
基本設計方針に係る検査		印	主任技術者 印
		印	

8. 特記事項

- 9 添付資料 使用前検査記録
- 1 検査前確認事項
 - 2 確認結果一覧表

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

確認結果一覧表

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称(設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書、成績書等	現場確認した設備等	確認結果
原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンに係るものを除く。)	1次冷却材の循環設備				
	主蒸気・主給水設備				
	余熱除去設備				
	非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設備				
	原子炉補機冷却設備				
	原子炉格納容器内の1次冷却材漏えいを監視する装置				

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-49

令和元年 7 月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610071号1-49

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年7月19日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	2
別紙1 確認一覧表	3
別紙2 基本設計方針に係る検査の観点	4
別紙3 使用前検査成績書	6

(最終頁 11)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、その他発電用原子炉の附属施設に属する設備や機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設のうち、その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備の基本設計方針とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第1606104号 (平成28年6月10日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第1707191号 (平成29年7月19日)
原規規発第1801251号 (平成30年1月25日)
原規規発第1806277号 (平成30年6月27日)
原規規発第1808063号 (平成30年8月6日)
原規規発第1811291号 (平成30年11月29日)
原規規発第1901281号 (平成31年1月28日)

原規規発第 1903271 号
(平成 31 年 3 月 27 日)
原規規発第 19042612 号
(平成 31 年 4 月 26 日)
原規規発第 1906217 号
(令和元年 6 月 21 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(様式-8)が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙2の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容(工事管理実績)の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定(検査実績)の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

確認一覧表

施設名	名称		記録確認	現場確認	備考
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備 基本設計方針 個別項目	1 火災防護設備の基本設計方針	○	○	記録確認及び現場確認ともに、左記区分により1箇所以上を抜取り確認する。

基本設計方針に係る検査の観点

確認事項	観点
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。 ・適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。 ・工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した設備の具体的設計結果及び確認方法の情報を確実に適合性確認検査要領書に反映していること。） ・試験や適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価） ・適合性確認検査の対象範囲は、工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。 ・適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。 ・工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。 ・保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。 ・試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。 ・所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。 ・申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。 ・検証結果の記録を適切に管理していること。
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の要領書に従って保安活動を実施していること。 ・保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。 ・試験や社内検査の回路、系統の構成等は、要領書どおりで、目的に照らして適切であること。 ・データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 ・測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。 ・要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。 ・要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。 ・適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。

確認事項	観点
結果の判定（検査実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 ・ 工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。 ・ 保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。 ・ 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

基本設計方針に係る
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-49

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設
その他発電用原子炉の附属施設
火災防護設備
基本設計方針
- 7 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
基本設計方針に係る検査		印	主任技術者 印
		印	

8. 特記事項

- 9 添付資料 使用前検査記録
- 1 検査前確認事項
 - 2 確認結果一覧表

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録 検査前確認事項

基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(様式-8)が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録
確認結果一覧表

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書及び成績書等	現場確認した設備等	確認結果
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備 1 火災防護設備の 基本設計方針				

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るものを除く。)

系統名 : -

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-53-1

平成28年10月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設区分：原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るものを除く。)

要領書番号：原規規収第1610071号1-53-1

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成28年10月26日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	1
V 判定基準	2
別紙1 確認一覧表	3
別紙2 基本設計方針に係る検査の観点	4
別紙3 使用前検査成績書	6

(最終頁 10)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）に属する設備及び機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設のうち、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）の大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）の保管場所の変更に係る範囲の基本設計方針とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
原規規発第1606104号 (平成28年6月10日)

IV 検査方法

1 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）の保管場所の変更に係る範囲について漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙2の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容（工事管理実績）の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

確認一覧表

施設名	名 称		記録確認	現場確認	備考
原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)	基本設計方針 共通項目	設備に対する要求※ ¹	○	○	記録確認及び現場確認ともに、左記区分により1箇所以上のサンプリングを実施する。
	基本設計方針 個別項目	原子炉補機冷却設備※ ¹	○		

※1：大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）の保管場所の変更に係る範囲

基本設計方針に係る検査の観点

確認項目	確認事項
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。 ・申請者の適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。 ・工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した「設備の具体的設計結果」及び「確認方法」の情報を確実に適合性確認検査要領書に反映していること。） ・試験や申請者の適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価。） ・申請者の適合性確認検査の対象範囲は工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。 ・申請者の適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。 ・工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。 ・保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。 ・試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。 ・所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。 ・申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。 ・検証結果の記録を適切に管理していること。
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の要領書に従って保安活動を実施していること。 ・保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。 ・試験や社内検査の回路、系統の構成等は要領書どおりで、目的に照らして適切であること。 ・データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 ・測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。 ・要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。 ・要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。 ・適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。

確認項目	確認事項
結果の判定 (検査実績) の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 ・工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。 ・保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。 ・不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

基本設計方針に係る
使用前検査成績書

施設名 : 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るものを除く。)

系統名 : ー

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-53-1

平成 年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第299号(平成28年10月7日)
- 4 検査期日 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るものを除く。)
基本設計方針^{※1}
- ※1 : 大容量ポンプ(1・2・3・4号機共用)の保管場所の変更
に係る範囲
- 7 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
基本設計方針に係る検査		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		印	主任技術者 印
		印	

8. 特記事項

- 9 添付資料 使用前検査記録
- 1 検査前確認事項
 - 2 確認結果一覧表

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

検査前確認事項

基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）の保管場所の変更に係る範囲について漏れなく確認されていること。	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

確認結果一覧表

検査年月日：平成 年 月 日

施設名	機器等の名称（設備区分）	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認検査要領書、成績書等	現場確認した設備等	確認結果
原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）	基本設計方針 共通項目 設備に対する要求 ^{※1}				
	基本設計方針 個別項目 原子炉補機冷却設備 ^{※1}				

※1：大容量ポンプ（1・2・3・4号機共用）の保管場所の変更に係る範囲

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : 放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

要領書番号 : 原規規収第1610071号1-53-2

平成29年10月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設区分：放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610071号1-53-2

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成29年10月6日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	1
V 判定基準	2
別紙1 確認一覧表	3
別紙2 基本設計方針に係る検査の観点	4
別紙3 使用前検査成績書	6

(最終頁 1 2)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設に属する設備及び機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設のうち、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の外部遮蔽壁保管庫（1・2号機共用）に係る範囲の基本設計方針とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
原規規発第1606104号 (平成28年6月10日)

IV 検査方法

1 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において外部遮蔽壁保管庫（1・2号機共用）に係る範囲について漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙2の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容（工事管理実績）の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

確認一覧表

施設名	名 称	記録確認※ ¹	現場確認※ ¹	備考	
発電用原子炉施設（共通項目）	基本設計方針 共通項目	1. 地盤等	○	○	記録確認及び現場確認ともに、左記区分により1箇所以上のサンプリングを実施する。
		2. 自然現象	○		
		3. 設備に対する要求	○		
		4. その他	○		
放射性廃棄物の廃棄施設	基本設計方針 個別項目	5. 廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備等	○		
		6. 警報装置等	_※ ²		
7. 固体廃棄物貯蔵庫及び外部遮蔽壁保管庫の森林火災からの防護		○			
8. 設備の共用		_※ ³			
放射線管理施設		9. 換気装置、生体遮蔽装置	_※ ³		
		10. 設備の共用	_※ ³		
その他発電用原子炉の附属施設		11. 火災発生防止	○		
		12. 火災の感知及び消火	○		
		13. 火災の影響軽減	○		
		14. 設備の共用	○		

※1：外部遮蔽壁保管庫（1・2号機共用）に係る範囲を確認

※2：基本設計方針に変更なし

※3：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する法律規則第16条第5号の検査（原規規収第1610071号2-40）にて確認

基本設計方針に係る検査の観点

確認項目	確認事項
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。 ・ 申請者の適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。 ・ 工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した「設備の具体的設計結果」及び「確認方法」の情報を実際に適合性確認検査要領書に反映していること。） ・ 試験や申請者の適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価。） ・ 申請者の適合性確認検査の対象範囲は工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。 ・ 申請者の適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。 ・ 工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。 ・ 保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。 ・ 試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。 ・ 所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。 ・ 申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。 ・ 検証結果の記録を適切に管理していること。
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の要領書に従って保安活動を実施していること。 ・ 保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。 ・ 試験や社内検査の回路、系統の構成等は要領書どおりで、目的に照らして適切であること。 ・ データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 ・ 測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。 ・ 要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。 ・ 要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。 ・ 適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。

確認項目	確認事項
結果の判定 (検査実績) の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 ・ 工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。 ・ 保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。 ・ 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 1 号機

基本設計方針に係る
使用前検査成績書

施設名 : 放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-53-2

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第299号(平成28年10月7日)
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
放射性廃棄物の廃棄施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設
基本設計方針^{※1}
- ※1: 外部遮蔽壁保管庫(1・2号機共用)
に係る範囲
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
基本設計方針に係る検査		印	主任技術者 印
		印	

8. 特記事項

9 添付資料 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 確認結果一覧表

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式－ 8）が作成され、申請者の適合性確認検査において外部遮蔽壁保管庫（1・2号機共用）に係る範囲について漏れなく確認されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

確認結果一覧表

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称（設備区分）	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認検査要領書、成績書等	現場確認した設備等	確認結果
発電用原子炉施設 （共通項目）※1	地盤等				
	自然現象				
	設備に対する要求				
	その他				

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称（設備区分）	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認検査要領書、成績書等	現場確認した設備等	確認結果
放射性廃棄物の廃棄施設 ^{※1}	廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備等				
	固体廃棄物貯蔵庫及び外部遮蔽壁保管庫の森林火災からの防護				
その他発電用原子炉の附属施設 ^{※1}	火災発生防止				
	火災の感知及び消火				
	火災の影響軽減				

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称（設備区分）	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認検査要領書、成績書等	現場確認した設備等	確認結果
	設備の共用				

※1：外部遮蔽壁保管庫（1・2号機共用）に係る範囲

関西電力株式会社
高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る
使用前検査実施要領書

施設名 : 計測制御系統施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 計測制御系統施設
放射線管理用計測装置
換気設備
生体遮蔽装置
非常用電源設備
火災防護設備
補機駆動用燃料設備
緊急時対策所

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-53-3

令和元年6月

原子力規制委員会

改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第1号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設区分：計測制御系統施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610071号1-53-3

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年6月14日	制定

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙 1 確認一覧表	4
別紙 2 基本設計方針に係る検査の観点	5
別紙 3 使用前検査成績書	7

(最終頁 1 2)

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設に属する設備及び機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第1号機の発電用原子炉施設のうち、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）に係る範囲の基本設計方針とする。

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606104 号 (平成28年6月10日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707191 号 (平成29年7月19日)
原規規発第 1801251 号 (平成30年1月25日)
原規規発第 1806277 号 (平成30年6月27日)
原規規発第 1808063 号 (平成30年8月6日)
原規規発第 1811291 号 (平成30年11月29日)
原規規発第 1901281 号

認可番号 (認可年月日) (平成31年1月28日) 原規規発第1903271号 (平成31年3月27日) 原規規発第19042612号 (平成31年4月26日)
--

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

IV 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 基本設計方針に係る検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(様式-8)が作成され、申請者の適合性確認検査において緊急時対策所(1・2・3・4号機共用)に係る範囲について漏れなく確認されていることを確認する。

(2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙2の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容(工事管理実績)の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定(検査実績)の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

確認一覧表

施設名	名称	記録確認※1	現場確認※1	備考	
発電用原子炉施設 (共通項目)	1. 地盤等	○	○	記録確認及び現場確認ともに、左記区分により1箇所以上を抜取り確認する。	
	2. 自然現象	○			
	3. 設備に対する要求	○			
	4. その他	○			
計測制御系統施設	1. 計測制御系統施設	○			
放射線管理施設	1. 放射線管理施設	○			
	2. 換気装置、生体遮蔽装置	○			
その他発電用原子炉の 附属施設	非常用電源設備	2. 交流電源設備			○
		3. 直流電源設備及び計器用電源設備			○
		4. 燃料設備			—※2
	火災防護設備	1. 火災防護設備の基本設計方針	○		
	補機駆動用燃料設備	1. 補機駆動用燃料設備	—※2		
	緊急時対策所	1. 緊急時対策所	○		

※1：緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）に係る範囲を確認

※2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する法律規則第16条第3号の検査（原規規収第1610071号1-27-1及び原規規収第1610071号1-35-3）にて確認

基本設計方針に係る検査の観点

確認項目	確認事項
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。 ・申請者の適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。 ・工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した「設備の具体的設計結果」及び「確認方法」の情報を確実に適合性確認検査要領書に反映していること。） ・試験や申請者の適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価。） ・申請者の適合性確認検査の対象範囲は工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。 ・申請者の適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。 ・工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。 ・保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。 ・試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。 ・所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。 ・申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。 ・検証結果の記録を適切に管理していること。
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の要領書に従って保安活動を実施していること。 ・保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。 ・試験や社内検査の回路、系統の構成等は要領書どおりで、目的に照らして適切であること。 ・データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。 ・測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。 ・要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。 ・要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。 ・適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。

確認項目	確認事項
結果の判定 (検査実績) の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。 ・工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。 ・保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。 ・不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。

関西電力株式会社 高浜発電所第 1 号機

基本設計方針に係る 使用前検査成績書

施設名 : 計測制御系統施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 計測制御系統施設
放射線管理用計測装置
換気設備
生体遮蔽装置
非常用電源設備
火災防護設備
補機駆動用燃料設備
緊急時対策所

要領書番号 : 原規規収第 1610071 号 1-53-3

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第1号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号

- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日

- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

- 6 検査範囲 高浜発電所第1号機
発電用原子炉施設
計測制御系統施設
放射線管理施設
その他発電用原子炉の附属施設
基本設計方針^{※1}

※1：緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）に係る範囲

- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
基本設計方針に係る検査		印	主任技術者 印
		印	

8. 特記事項

- 9 添付資料 使用前検査記録
- 1 検査前確認事項
 - 2 確認結果一覧表

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

共通事項

使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 1 号機 使用前検査記録

検査前確認事項

基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）に係る範囲について漏れなく確認されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第1号機 使用前検査記録

確認結果一覧表

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した 基本設計方針	記録確認した適合性確認検査 要領書、成績書等	現場確認した 設備等	確認結果
発電用原子炉施設 (共通項目) ※1	地盤等				
	自然現象				
	設備に対する要求				
	その他				
計測制御系統施設※1	計測制御系統施設				
放射線管理施設※1	放射線管理施設				
	換気装置、生体遮蔽装置				
その他発電用原子炉 の附属施設※1	交流電源設備 (非常用電源設備)				
	直流電源設備及び計器用電源設備 (非常用電源設備)				
	火災防護設備の基本設計方針 (火災防護設備)				
	緊急時対策所 (緊急時対策所)				

※1 : 緊急時対策所 (1・2・3・4号機共用) に係る範囲